



第六十条第二項の次に一項を加える改正規定中「裁判官の命を受けて、裁判官の行なう」を「裁判官の命を受けて、裁判官の行なう」を「裁判官の命を受けて、裁判官の行なう」に改める。これだけでは何が何やらさっぱりわからないのでありますが、(笑)まず修正の要点から申し上げます。案文を見ますと、六十条の第三項に「裁判官の事件に關し、裁判官の命を受けて、裁判官の行なう法令及び判例の調査その他必要な事項の調査を補助する」とありますが、これが原案でございます。これに對してこの原案の中の「裁判官の命を受けて」というのを削除するのであります。それから「裁判官の行なう法令及び判例の調査」とこまではこのままでいいのであります。それから「その他必要な事項」とこれを削除するのであります。第三は「事項の調査を補助する」というのを「事項の調査を掌る」として、補助するのではなくつかさどると修正するのであります。

それから第二は、原案には法令及び裁判の調査のほか、その他の必要な事

項の調査とありますが、こういうばく然たる規定を置くことは、裁判所法の精神でないことは、その六十条の第二項にはつきり規定してあります。六十条二項には「裁判所書記官は、裁判所の事件に關する記録その他の書類の作成及び保管その他法律に關する定めたる事務を掌る」とある。この規定は、書記官の本来の職務の範囲を規定したものでございまして、「記録その他の書類の作成及び保管その他法律に關する定めたる事務を掌る」とは、法律に關する定めたる事務を掌る。とばかり規定してあるのであります。従つて今度の提案のような「その他必要な事項」というようなばく然たる規定をもつては、書記官の職務の範囲を規定することはできない、こう六十条第二項には規定してあるものであります。それが、それと矛盾する。いわゆる「その他必要な事項」という規定は、法文の体裁からいっても非常な誤りであるのみならず、少なくとも独立の機関である書記官の職務の範囲を裁判官の指示のままに、裁判官の自由にまかせることは断じてできない。そういう趣旨から「その他必要な事項」という規定は削除すべきである、こういうのであります。

それから第三番目の「調査を補助する」というのであります。これは重大なる考え方だと思ひます。裁判所法はなかつたかも知れませんが、戦前の刑事訴訟法の精神からいいますと、今日の戦後の刑事訴訟法によりまして、裁判所書記官は独立の機関である、いわゆる裁判をするための独立の機関である。それに補助機関といういわゆる新しい考え方をします。これは矛盾する。独立の機関と補助機関と

は違ふものである。それを並列して補助機関かのごとく補助するという言葉を当てはめることは間違ひである、こういう考え方でございします。これと同じような裁判所の調査官の規定であるいは裁判所の事務官の規定を見まして、すべて補助するのではなくて、いわゆる事務をつかさどる、こういうふうな規定がありまして、条文の体裁から見ましてもいけないし、それから書記官の実態から見ましても、独立の機関であるところの書記官を、あたかも補助機関というふうな、いわゆる書記官のごとき言葉を条文にあげることには非常な誤りである、こういう観点から私どもは修正案を提出した次第であります。

○瀬戸山委員長 これにて修正案の趣旨弁明を終わりました。

○瀬戸山委員長 本修正案について政府の所見をただすため質疑の通告がありますから、これを許します。大野幸一君。

○大野(幸)委員 今の修正案に対して政府の意見を承りたいと思ひます。今修正案の提出の理由にもありまして、この「その他必要な事項の調査」という点について、これは将来憂えられることがある。それは、調査報告をする際には、人間の心理としては、調査だけにどまらなない。その書記官の一つの考え方というか、判断の結果と報告するものであります。こういう点について、裁判官が自己の独立の見解で裁判をなすについて、どうしても實地に調査した書記官の気持も受け入れさせられるようにならざるを得ない

と思ふ。こういうことに関して政府は思いをいたされたかどうかということ。第一点。

それから、聞くところによると、その必要な事項というのは、当該裁判官の主観的認定ではなくて、裁判所書記官規則によつてこれを定めておることである。今修正案の提案理由にもございましたように、六十条第二項では、すべて事務をつかさどる範囲は命令でなくて、その裁判所法以外の法律に關して定めるところによる、こういうことになつていて、規則ではできないはずだといふふうにも考えられるが、この点についての御見解を聞いておきたいと思ひます。

○井野國務大臣 まず第一点の、裁判所書記官が今度の改正によりまして裁判官の補助をするということになる。書記官の意見がそこに加わつてきやせぬか、こういうお尋ねでございますが、そのためにこの規定に、必ずその調査をいたしますには裁判官の命令を基礎としておりますから、自分の意見を加える余地はない、こう信じております。

また第二点の第二項に「裁判所の事件に關する記録その他の書類の作成及び保管その他法律に關して定めたる事務を掌る」ということがあるから、「その他必要な事項の調査」ということのばく然たるものと矛盾しやしないかというお尋ねであります。その二項の方は書記官の独自の職務を規定しておるものでございまして、今度改正します点は、裁判官の独自の職務に對して書記官が補助をするという意味でございますので、第二項とは矛盾しない、こうふうに考えております。

○大野(幸)委員 私の質問を誤解されているようです。なるほど書記官が行動を開始するのは裁判官の命令を受けてやるが、調査そのものは自己に對して調査をするのです。ですから、調査は書記官みずからやる。みずからやった調査の結果を報告することになります。その場合には、どうしても書記官の主観的判断がやがては裁判官の判断に影響するということは、これは心理的にいふまでもない事実である。しかると、憲法に保障された民事、刑事の裁判は、裁判官の独自の判断による裁判を受ける権利を有する国民の権利に影響してくる、こう思ふのです。いかがですか。

○井野國務大臣 裁判官が、自分が裁判をいたしますにつきまして、こういう点を調査してもらいたいという場合に、自分の手が足りぬときに初めてこの書記官を使うのでございしますから、裁判官がこういうことを調べてもらいたいという事実の調査が大体主でございします。意見が加わる場合はほとんどない、こう考えております。

○大野(幸)委員 では、たとえばどういふことですか。裁判官が命令をして補助を求める調査事項というものを、ここで例をあげてみて下さい。

○津田政府委員 その点につきましては、すでに当委員会問題になりました。御説明申し上げてあるわけでございしますが、まず法令及び判例の調査が一つの例示になつております。従ひまして、そのほか法令の制定の経過による、たとえば国会の議事録の調査であるとか、あるいはその他参考文獻の調査といふことは当然その例示のうちに入るわけでありまして、従ひまして、「そ

の他必要な事項」のうちにはそういう事項も含まれ、また記録に基づきまして、訴訟手続が法令に従って正當に行なわれているかどうかというように、これを裁判官の命を受けて調査する。たとえば、上級審におきまして、下級審の訴訟手続が記録上の法令に従っているかどうかという点、調査するかどうか、あるいは書類が適式に作られておったかどうかという点を調査する。あるいは複雑な計算関係におきまして裁判官が計算するのでありますが、その計算が正しいかどうかの照合を命じられた場合にその照合をしてみる。あるいは犯罪一覧表を作成する場合におきまして、その犯罪一覧表の各箇の事項と被害届け等と違っていないかどうかという点、そういうような点の調査をするという事は、もとより裁判官の仕事であります。その事務について裁判官を補助をする、こういうことであります。

○大野(幸)委員 そうすると、記録上多くの証人の証言の食い違いの点なんかを調査する権能があるかないか。

○津田政府委員 記録中の書類が適式であるかどうかという点の調査、あるいは訴訟手続が法令等に従って正當に行なわれているかどうか、いわゆる訴訟手続履踐の有無の調査、こういう意味の調査を記録に基づいてするわけでありまして、直接当事者について調査をするという点、あるいは、あるいは事案の内容及び性質上当然含まれないわけでありまして、

○大野(幸)委員 最後にお尋ねします。その必要な事項は、何でも書記官規則というふうなもので具体的に例示

される用意があるのですか、ないですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 この「法令及び判例の調査その他必要な事項の調査」という表現でございますが、これは前に「裁判所の事件に關し」ということが規定してございまして、調査の範囲につきましては、私どもは相當明確な表現になっておると存じておるわけでありまして。しかし、やはりこの調査の補助の仕事を實施いたします面におきまして、その運用上の規則が必要かと存じております。この規則につきましては、作ります場合には、最高裁判所に裁判所書記官制度調査委員会というのがございまして、これに裁判官も檢察官もまた弁護士連合会の方からも弁護士の方が加わっていただき、また書記官も委員になっておりまして、その委員会が検討いたしまして、そういう実施面の運用に關する一つの検討をいたしたいと思つておるわけでありまして。

○瀬戸山委員 坂本泰良君。

○坂本委員 「その他必要な事項の調査」というのを削除するわけですが、こういうふうな事例は、すでに昭和二十八年の七月八日ですか、最高裁判所事務総長通達で、資料室の設置及び運営の方針というのでございまして、おるわけですね。だから、その事件に關しといへば、大野委員が質問されたように、裁判官の考えなければならぬ限りに、裁判官の考慮の過程においてその主観がまじつてくるから云々される、そういうふうなことは困るというので、その他必要な事項の調査はやはり抽象的にやるべきであるし、すでに資料室の設置及び運営の方針でやつておるから

これで十分ではないか、こういうふうには考えられますが、その点についてどうですか。こういうことをすでに資料室の設置及び運営の方針をきめてこれをやつておるかどうか、これをやつておるなら必要ないように思われるのです。やつていないから、またこういうようなことをやるのじゃないかとも考えられますが、その点についての御見解を承りたい。

○内藤最高裁判所長官代理者 裁判所の資料室におきましては、ただいま御指摘がございましたように、いろいろこの図書館等にもございまして、いろいろの参照というふうな仕事をしておるわけでございます。おそれるその調査とおっしゃるの、資料室において参照の仕事を御指摘になっておるのではないかと思つて、これは資料室に資料を備へまして、裁判官なり書記官なりの照合がありまして、その資料を提供するというのが資料室の係の仕事でございまして。従いまして、その資料室のそういう設備なり機能なりと結びつきまして、この事件に關する調査が行なわれるわけでございます。

○坂本委員 そこで裁判官は、みづから具体的事件に対しては裁判をするわけですから、みづから調査をし、みづから法令また判例の検討もしなければ

ば、ほんとうの裁判はできないと思うのです。それを書記官にやらせるといふところに、いろいろ議論がありまして、たように、憲法違反ではないかというやうな問題も起きてくるわけですね。従つて、現在でも、この資料室の設置によつて、判例または法令なんかは整備したカードで調査して、いつでも裁判官が具體的事件に必要なものは、そのカードによつて提出するというやうなことが出来るわけですから、必要ないと思つたのです。だからもう一つこの修正案によつてそういうことをやらせないか、こういうふうにも考えられますが、その点いかがですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 たいはい御指摘の資料室の整備やカードその他の設備によりまして、資料の添削等の便宜に供してゐるわけでありまして、しかし、それだけでは調査自体にはなりませんので、そういう施設を利用いたしまして、裁判官が調査いたすわけでありまして。事件に關しましては、裁判官が調査をいたしますことは申すまでもないことでございます。ただその調査につきまして、書記官が補助をするということでございます。調査を補助する。という言葉をいたしましたのも、全くその意味でございます。調査はどこまでも裁判官が行なうものであります。ただ、その補助をするという範圍で、書記官がその仕事に携わるわけでございます。従つて、御心配になりま

います。

○坂本委員 修正案の提案理由にも説明がありましたけれども、「裁判官の命を受けて」とか、「補助する」というあります。そうしますと、書記官は裁判官の付屬機関みたいなことになる。これは最初大臣も申されましたように、書記官は書記官として独自の機関である。裁判官は裁判官として独自の機関である。従つて、その前提に立ちます場合に、これは「裁判官の命を受けて」というのは、これはやはり旧憲法時代の命令系統、こういうふうな考えられるおそれもある。従つて、これを削除して、補助というのをやはり裁判官法五十七條の調査官の制度の場合に「掌る」とあるし、裁判官法五十八條の裁判所事務官の規定の場合にも、「裁判所の事務を掌る」というふうな関係から見ます。こういうふうな関係から見まして、内部的の双方並立した機関であるという前提に立つ場合と、さらに、この法文のニュアンスからいたしまして、これはやはりつかさどる、こういうふうにした方がよいと考えるので、その点についていかがですか。

○井野國務大臣 先ほども申し上げましたように、これは書記官の補助の職務をきめ、固有の事務は第二項で定められております。今御質問の書記官の意見が加えられやせぬかという御心配がございましたが、むしろ「裁判官の命を受けて」というのを削れば、書記官は自分の意見を勝手に入れるので、むしろあつた方が御心配はない、こう考へております。つかさどるという言葉は、独自の権限をするときにそういう言葉を使い、補助機関のときにはこういう

書き方の方が適當である、こう考へております。

○瀬戸山委員長 これにて修正案についての質疑は終局いたしました。

○瀬戸山委員長 これより原案並びに修正案を一括議題とし、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次これを許します。高橋一君。

○高橋(順)委員 私は自民党を代表いたしまして、裁判所法の一部を改正する法律案、政府提出の原案に賛成をし、社会党、民社党両党の共同提案である修正案に対して反対の討論をいたしたいと思ひます。

裁判事務が適正迅速に行なわれることによりまして、真に法秩序が維持されるものであることは申し上げるまでもないところでございます。従ひまして、裁判事務の適正迅速をはかるべきであるということは、国民あげての要望であると思ひますが、政府提出の本法案は、まさにこの国民的要望にこたえんとする施策であると考へられるのであります。

最近裁判事務の状況を見ますと、逐年増加いたしまして、裁判官の精勵努力をもつていたしましても、ややもすると裁判事務が遅延をする。これがためにいろいろの弊害が生じておるといふ実情を見ますときに、何かこの問題を解決する良策をこゝで立てなければならぬのであります。それには裁判官の増員であるとかいふ問題も考へられますし、また裁判官の事務を補佐するために、たとえば最高裁判

所、高等裁判所等に設けられておる調査制度というものを設けたらどうかというふうな考へもあり得るわけですが、しかし諸般の事情を総合いたしまして、この際どうするか、そしてその可能なものを求めますときに、やはり私は政府提出の本法案が最も時宜に適したものであると考へられるのであります。

政府提出の案に對しましては、委員会を通じてみまして、いろいろと批判もあるように見受けられるのでございしますが、しかし、裁判所書記官がこの裁判所法第六十条第一項に定めてありますところの事務をつかさどるはかに、裁判所の事件に關して独立というのでなくして、裁判官の具体的な命を受けて、そして本来ならば裁判官が行なうべきである、裁判官が行なうことによつて裁判官の独立、司法の独立というものが保てるがしかし、それを補正する意味において法令もしくは判例の調査をする、その他いわゆる裁判の独立に影響のない、すなわち司法権の憲法の精神というものを十分尊重しつつ、なおたとえば裁判例であるとかあるいは学説その他参考の文獻を調査するとか、あるいはまた複雑なる計算について、裁判官もその計算をするけれども、なおそれについて書記官において計算をして裁判官を補佐するとか、書面の照らし合わせをするとか、というふうな、すなわち法案の表現をもつていたしますと、「その他必要な事項」というものについて調査をして、そして裁判官の事務を補助いたしますことは、裁判事務の能率を上げる上に必要なことであると思ひますし、外国の例等を見ましても、やは

りこの種機關が存在していることをわれわれは知るのであります。これは決して司法権の獨立を侵害するものでもなく、そしてまた裁判所書記官をして裁判官に隷屬さしていくといったやうなものでなくして、どこまでも裁判所書記官の職務というものを尊重した立場に立つて、裁判官の行なう事務の弊害のないものに限つてこれを補助するといふ、きわめてりっぱな職責がこゝに与えられ、これによつて裁判の能率を上げて、今の国民の要望にこたえ得るといふ趣旨になつておることを私も十分看取できるのでございまして、憲法違反であるとか、あるいはまた裁判官に書記官を隷屬する弊害があるといふやうな心配は、断じてないものであると思はれるのであります。こゝに最も要求せられておるものが、これによつて一つの解決の方途を見出すものであると考へるのであります。

「その他必要な事項の調査」ということについて、あまりにもばく然としておつて、いかなる事項が裁判官によつて命令されるかといふことに対しての少々の不安があるといふやうな説もありまふけれども、私も、現在の裁判官に對して、やはり基本的にはこれを信頼しているという立場をとりますし、従つてその裁判官の具体的な命令といふものが、非常識なものであり、自分の与えられておる、裁判をなし司法権の獨立の立場を守るといふ精神をじゅうりんとし命令を出されることとは、とうてい考へられないのであります。それとともに、また、先ほど最高裁判所側より答弁がございましたやうに、裁判所書記官制度調査委員会も

ありまして、裁判官なり、検事なり、あるいはまた弁護士、書記官の代表といふやうな方々によつて十分これらの問題は審議されるところでありますし、また憲法に認められておる最高裁判所の規則制定権に基づいて、この裁判事務処理に關してのりっぱな規則が制定されるというのを期待するわけでありまふから、ただ単に法例及び判例の調査をつかさどるといふことだけでは足りないところを十分正しく補つておるのが政府案であると考へられるのであります。修正案よりもはるかに実情に適しておるのが政府提出の本法案であると考へるわけでありまふ。

従ひまして、冒頭申し上げましたやうに、私は政府提出の裁判所法の一部を改正する法律案の原案に賛成をいたしまして、修正案に對しては反対をするわけにございまして。(拍手)

○瀬戸山委員長 井伊誠一君。

○井伊委員 私は日本社会党及び民主社会党を代表いたしまして、この政府提出の原案に對して反対し、両党が出しましたところの修正案に對して賛成をするものであります。(拍手)

裁判所の事務の適正迅速をはかり、人權擁護の実をあげるということについては、これは国民のひとしく要望する点であることは言うまでもないのであります。しかし、その実をあげるに於いて、現下の情勢上これを適切に処理する方法として、政府は今の裁判所法第六十条の改正案を提出をいたしておるのであります。そのことにつきまして、ほんとうの要望にこたえとこころの処置そのものが、これは裁判所と、政府との慎重な検討の結果かやうなことになつたと言つており、また諸

般の事情によると言つておりますけれども、結局突き詰めてみれば、これは行政府に裁判所の裁判そのものについての一つの輕視があると思ふのです。諸般の事情と言つておるものは、突き詰めてみると、これは財政上の事由にほかならぬ。そして結局現在のところどうにも適正に要望にこたえていくことができない結果は、裁判官が裁判所の事務を書記官のところに持つてくるということになつておるのであります。

これを解決する方法は、ほかに今のところではないと言ふが、今これだけ裁判所事務というものが輻湊してきて、裁判の事務が遅滞する、これを解決するのには裁判官だけの力ではできないと言ふことは、そもそも裁判所に對する行政府の考へ方は、ほんとうに裁判といふものは国民の要望しておる國の重要な仕事であるということについての認識が足りないためか、從來あるところの行政府に比べて、裁判の問題はいつでもあと回しにされておるといふ明治憲法以後引き続いた一つの慣習的な考へ方だ。それが行政面に現れておる。今度これを訂正しようとするけれども、やはり事實はその觀念で支配されておつて、裁判官の増員の調査員を設けるといふやうな考へ方も当然起こるけれどもできない。諸般の事情といつても、諸般といふことは一つもないので、結局は國の財政の問題、金がないというやうなところに来ておるだけの話じゃないか。しかしながら、それは一応現實の事情として考へておるといたしまして、どうしてもやらなければならぬところの書記官の職務というものは、いかなる変化

が来までも明確でなければならぬ  
と私は思うのであります。これは六十  
条における記録その他書類の作成だ  
か保管、その他の法律において定め  
られた事務、ここに定められておる  
この事項だけに限ってこの事務をつ  
かさどるということが明定されてお  
るのであります。それであれば今度  
第二項に追加をして、それ以上にわ  
たるところの事務の範囲を明定しよ  
うとしておる。事実上は、裁判所にお  
きまして、裁判官の命令によって、この第二  
項にありますが、そのほかのものは、な  
お明定されておる。その仕事をさせ  
られておるのであります。しかもそれ  
はある場合にはそれが慣習である、長  
い裁判所の内風であるというふう  
にわける。美風を私は否定するもの  
ではありませんが、美風であるという  
命に持つてこられて、そのためにその  
行政的な処分をされるというふうな事  
も実際に起きている。そういう  
ようなことは、実はその職務の範囲  
というものは明定されておる。事  
務がだんだん膨張してきて、その膨張  
したところの事務の範囲を適当に処理  
する方が困難な。その道が結  
局ない。最高裁判所においてはこれをや  
むを得ない日本の行政上の地位として甘  
受しておる。やむを得ないのだという  
ふうになって今まで忍んでおるのでは  
ないか。今度の改正も、政府と最高裁  
との間で合議をした結果得たのがこ  
うであるといふけれども、実際は、裁  
判所は、裁判官は裁判に關しては常に  
正當なる見解を持つてその判断をして  
おるけれども、裁判所におけるところ  
の行政面においては、いつもそれを、

裁判とはもちろん切り離して、負うべ  
き以外のものまでどんなその事務を  
まかせるというか、内輪であるとい  
うことで、またこれは昔からの伝統的  
な美風であるというふうなことで、下  
の方にまで、書記官等にこれを託すとい  
うふうにしておる。こういう力が今  
たここに出てきておるのではないか、  
私は実にその通りに思ふのでありま  
す。法令及び判例の調査、これは事実  
上必要になって参ります。この程度の  
調査をするといふことは裁判官がど  
うしてもしなければならぬことである  
のみならず、おそらくは事件の量が多  
くなってきておる。また複雑性を加え  
ておる。今日においては、その仕事と  
いうものは分量として非常に多くな  
てくるに相違ない。このためして、  
分量をどう処理するかというところを、  
ほかには持つていきどろがないとい  
うことから、結局一番近い書記官に補  
助させる、そういうことにするよりは  
かたや、あきらめの結果がここ  
に來ておるのではないか。しかしなが  
ら、本来いかなる職域のものでも、そ  
の職務の範囲というものは明確にしな  
ければならぬ。いわんやこれは裁判所  
の問題です。このところにおいては、  
その調査の範囲は、これだけでも従  
るところからはみ出てくるのです。よ  
けいになってくるのであります。けれ  
ども、この程度のものであれば、現  
在において足らない、もつと  
と範囲を広げなければならぬという理  
由で、ここに法令及び判例の調査とい  
うことが出てくるのだらうと思ふ。そ  
ういうふうな分量がこの先どうい  
うに広がっていくかというところは、こ

れはきめることはできないだらう。こ  
のくらのところというものは、協力  
することができると思ふ。これはそう  
いふふうにしてもよろしいと思いま  
す。これをただ「その他必要な事項の  
調査」というところへ持つてくるとい  
うことは、一そう不明確な範囲、分量  
になる。もちろんこのことについては  
こういう意味だといふ政府当局の説明  
はわかつておられますけれども、それは  
名目でありまして、それ以外のものは  
入らないといふものでもないし、また  
それがどう発展してどういふふうな範  
囲までいくのか、分量等はもちろん知  
るよしもない。そういうふうになつて  
参りますれば、この「その他必要な事  
項の調査」といふことが、これ  
そがむしろ法令及び判例の調査よりも  
もつと範囲が広くて、量の多いもの  
であるといふことを考えなければなら  
ないであらう。現にある程度は、そ  
れは持つておる。現にある程度は、そ  
れは持つておる。ここにこの法律をもつてその他  
の必要な事項の調査までもやるべき  
ことは、苦しいあまり、ほんとうの  
ところを全部ここに押し込めてしま  
う。仕事を全部引き受けさせておるよ  
うな格好です。こういうことは、裁判  
所の書記官の職務としては、他の方  
においてもそうではないかと思ふ。特  
に、大抵現在の裁判所の書記官の職務  
というものは、実に分量過多であり  
ます。範囲も広い。しかし、それにもか  
かわらず、これは正確を期さなければ  
ならない。いいかげんな処理は許され  
ないであらう。他の行政庁におけ  
るがごとく、数日もあつてその間に調  
査をするというふうなことではない。

窓口においても、聞かれることについて  
即答し、直ちにこれを処理するとい  
うのが裁判所の書記官の仕事であり  
ます。そういうふうな分量が多くて、直  
ちにこれをやらなければならぬとい  
う仕事をしておる。さらに内部  
においては一そう明確にこの規定に  
よつて法令及び判例の調査もやるし、  
あるいはまたその以外の必要な事項  
の調査といふことまで補助することに  
なるならば、政府がこれらの書記官の  
質の向上をはかり、優秀な書記官を  
作り上げたと言つてみても、それは  
当然のことです。これはその仕事に適  
するといふことを言われるだけであ  
つて、こういう者をこのところの押  
つけられたならば、私はむしろ裁判  
迅速適正といふことは反対の結果を  
起す。こういうことを憂へざるを得  
ない。私も、この不明確なものを  
分量の非常に大きくなること、またあ  
る場合には質的に劣るものもその裁  
判所の書記官の一つの意思が加わる  
といふようなことも考えられるので、  
そういうふうなことを考えますと、私は、こ  
こにいうその他の必要な事項の調査を  
補助するがごとく、そしてまた一面か  
ら申しますならば、裁判所の内部にお  
ける裁判官と書記官との間に、分量  
で職域の明定がないために、予期せ  
ざる、むしろ要らざるものではない  
か、そういう問題が出てくるものでは  
ないか、そういうことを考えるものであ  
ります。

○瀬戸山委員長 次に志賀義雄君。  
○志賀(義)委員 ます委員長に申し上  
げたいのですが、昨日大野委員が閣  
連質問をやり、自民党の田中伊三委  
員が、志賀君と時間を五分ほど  
さいてくれ、あとはまた君にやつて  
らうからと言われて、そのことはち  
んと会議録を見れば委員長もおわ  
りですが、私がちょっと生理的必要で  
所に行つた間に押し切つた。あ  
なたはおとなしいような顔をして  
がなかなか——ああいうことはフ  
でない。今後は慎んでいただきたい。  
最高裁判所は、全国約四千名の書記  
官、調査官の勤務時間を一週四十四  
時間から五十二時間に変更するため、裁  
判所法の一部を改正する法律案を今  
国会に提出しております。それにつ  
いては、今日まで法務委員会で討議さ  
れたのでありますが、現在官庁の勤務  
時間は平日午前八時から午後五時  
で、土曜日は午後零時半、すなわち一  
週四十四時間と定められております。  
ところで人事院規則により一週四十四  
時間の勤務時間内で調整を受けてい  
る者、また人事院の承認を得て一週四  
十四時間をこえて勤務する職員を見  
ると、そのいずれも病気の治療看護に  
当たる者あるいはその他保護に当た  
る者、拘禁収容された者あるいは犯罪  
者の監視、取り締まりに当たる者、船舶  
乗組員などに限られておるものであり  
まして、裁判所の書記官、調査官はそれ  
らとは職務の性質が全く異なつたもの  
であります。しかるに、最高裁判所  
は、繰返しこの法務委員会でも一般  
職の職員の給与に關する法律の十四  
条第三項の職務の性質により勤務時間  
を延長することができるという条項を

たてにとつてこれを強行しようとして  
いるのであります。しかしこの法務委  
員会でも、それが不当な拡大解釈であ  
ることは、もうすでに繰り返し明らか  
にされてゐるところであります。およ  
そ法律を最も忠実に守らなければなら  
ない最高裁判所が、こうした口実を設  
け、司法権の独立ということを用ひし  
て、人事院総裁にかつて、最高裁長  
官が自分の権限でもって憲法並びに勞  
働基準法を初め関係法律を踏みにじ  
ることは、全く許しがたいことと言わ  
なければなりません。

最高裁判所の説明によると、裁判所  
の仕事が年々増加するから調整額八  
分の一に増額すること、勤務時間  
を延長し、裁判官の補佐職として、裁  
判官の行なうべき仕事を裁判官の命令  
によつてやらせるというのですが、し  
かしそれでは八時間労働日を踏みにじ  
り、労働時間を二〇%も延長するの  
に、賃金は八%しか上がらなくなりま  
す。従つて一時間当たり賃金は安くな  
り、従来には過重労働を強制される結  
果となり、実質賃金はぐんと減ることにな  
ります。先ほど理事会の席上で、自民  
党の小島委員は、賃金が上がることを  
望んでゐるんだからいいじゃないかと  
言われた。肝心の労働時間ということ  
を抽象化して考える今のけちくさい日  
本の資本家と全く同じようなことを小  
島君は言うのであります。現在世界の  
労働時間は大体週四十時間になり、ま  
すますそれが短縮されようとしてい  
る。そのときに、こうした逆行する法  
律改正を行なうということは、一九六  
〇年代の平和共存を前進させようと  
し——その例は中国・ビルマ友好条約

にもあります。それと逆行する新安保  
条約を強行しようとするのと歩調を合  
わせた改悪と言わなければなりません。  
このことについては、共産党は、  
社会党、民主社会党とともに、また全  
法務労働組合やすべての労働組合と  
もに、また弁護士会とともに、法律に  
定められた定員——現在書記官だけ  
も六百十四名の欠員があります。——  
これを実現せよと要求しているのに、  
それを無視して、こういう暴挙をあえ  
てしようとするのが最高裁判所なので  
す。これは、国家公務員、地方公務員  
の八時間労働日、週四十四時間制を破  
壊しようとする陰謀であります。現  
在、昭和二十九年に最高裁判所は、時  
間延長とともに、全法務労働組合をも  
解散させようとする法律を準備したこ  
とがあるでしよう。今度のことは、こ  
れだけにとどまらず、いずれは労働者  
の団結権を、まず全法務労働組合に対  
する弾圧から行なうという陰謀の現わ  
れであるという意味において、私ども  
はどうしても反対しないわけにはいか  
ないものであります。そうなつてく  
ると、裁判所といふものは、結局それ  
でなくとも判決自体の性格を見ても非常  
に反動的な傾向が出ておる、これを助  
長する結果にもなるのであります。私  
どもはこういうやり方に対しては絶  
對に反対しなければならぬのであり  
ます。

そこで、きょうここに出ておる裁判  
所法の一部を改正する法律案、いよいよ  
採決という段階になりました。こ  
れをやると結局戦前の労働組合を全部  
否認した結果がどうなつたか、自由民  
主党の諸君でも、戦争中帝国議會に出  
られた方もあつたでしよう、どうい

ことになつたか、これを考えあわせら  
なければならぬと思つてのでありま  
す。そこで、この段階において、社会  
党及び民主社会党から出た修正案、こ  
れはこの段階においては最低のやむを  
得ないものとして、共産党でもこれに  
賛成するのであります。  
こういう非常に危険な法案でありま  
すから、自民党の委員諸君ももう一度  
戦前、戦時のことを思い起こし、ばか  
な賛成はおやりにならないように警告  
するとともに、私の反対討論を終わ  
ります。

○瀬戸山委員長 これにて討論は終局  
いたしました。

○瀬戸山委員長 これより裁判所法の  
一部を改正する法律案について採決い  
たします。  
まず、菊地養之輔君ほか九名提出の  
本案に対する修正案について採決いた  
します。本修正案に賛成の諸君の起立  
を求めます。

〔賛成者起立〕  
○瀬戸山委員長 起立少数。よつて、  
本修正案は否決されました。  
次に原案について採決いたします。  
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○瀬戸山委員長 起立多数。よつて、  
本案は原案の通り可決いたしました。

○瀬戸山委員長 この際、お諮りいた  
します。先刻可決されました三法律案  
の委員会報告書の作成につきましては  
委員長に御一任願いたいと存じます  
が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○瀬戸山委員長 御異議なしと認め、  
さうに決しました。  
ここで一たん休憩いたします。午後  
一時半より開会いたします。  
午後零時二十八分休憩

午後一時五十三分開議  
○瀬戸山委員長 休憩前に引き続き会  
議を開きます。  
刑法の一部を改正する法律案を議題  
といたします。

質疑を継続いたします。質疑の通告  
がありますので、これを許します。菊  
地養之輔君。

○菊地委員 第二百六十二条の二、境  
界線損壊に関する罪についてお伺いし  
たいのですが、これは親告罪になつて  
おるようですが、普通の器物毀  
棄罪は親告罪になつておるが、目的は  
違つても、同じような器物毀棄をどう  
して親告罪にしなかつたか、その理由  
を承りたい。

○竹内政府委員 器物毀棄罪の章の中  
に、二百六十二条の二として境界毀損  
罪を設けたのでございまして、罪質的  
に申しますと、器物損壊罪は器物その  
ものの効用を失わせることとございま  
すが、境界毀損罪は境界標そのものの  
効用ではなくして、それによつて表示  
されておるまゝの境界そのものを  
を不明確にするということが、保護さ  
るべき法益というふうに解しておるわ  
けでございまして、そこで、この境界毀  
損罪でございまして、そういうふう  
に理解いたしますと、その境界を明確に  
しておかなければならぬというこの利  
益は、私益だけではなくして、公益と

申しますか、あるいは公益に準ずる公  
益的な性格を持つておるというふう  
に考えらるるでございまして。一般人  
もそれを境界だと信じている場合もあ  
るのでございまして、そういうことか  
らいたしまして、毀損行為を親告罪とい  
うふうにいたしました。その処理は私  
人の自由意思にゆだねますことは相当  
でないでございまして。かような観点  
からいたしまして、これを非親告罪と  
いたしておるのでございまして。のみ  
ならず、これは自分の境界標でありま  
しと、それが本罪の解釈上なるのでござい  
まして、そういう点から申しまして、こ  
れを親告罪とすることは適當でない  
といふことでございまして。

○菊地委員 普通の毀棄罪と違つて公  
益的な性質を多分に持つておるので  
あり、その罪質の点がよくわかるので  
ありますが、一般刑法の行為といふの  
はほとんどすべてが公益的な性質を有  
するものであつて、ひとり本件だけが公  
益的な性質を有するものだとは思われ  
ないのであります。特に本件の毀棄罪の  
場合は、相隣関係の場合が非常に多い  
のであります。隣と隣と相接している  
住宅間においても、その境界の争いが  
多いのであります。最近土地の高騰  
に伴つて、一坪でも多くとりたいとい  
う気持ちが左右いたしまして、境界争  
いが多分にあるのであります。そういう  
場合に、当事者が告訴する意思がない  
のに、それに警察なり警察署が介入  
し、それによつて隣地の所有者がある  
いは家屋の所有者が刑罰に処せられる  
といふことになりまして、これは孫末代  
まで隣に住んでゐる両者が、ほんとう  
に文字通りうらみ骨髄に徹するといふ

相當であるというような場合、たとへば名譽毀損罪のような場合とか、あるいは器物損壊罪のようなもの等について、御承知のように親告罪というふうにされておるのでございますが、本件  
の罪は、先ほど来申しますように、申  
に被害者が自由にどちらでもいいよう  
にきめ得るような性質のものじゃなく  
て、土地と土地との境界、そしてそれ  
が明確になつていなければならぬとい  
う、こういうものは、被害者の個人的  
な考え方で、どっちでもいいように加  
分を自由にすることは相當でない。そ  
ういう意味におきまして、公益的性質  
を持ったものだといふふうに、御説明  
申し上げた次第でございます。なるほ  
ど土地の境界に関しましては、親子  
代にわたつて紛争を續けておるとい  
ふような事例も地方にはあるようで  
ございますが、またこの種の民事訴訟  
が非常に長くなつておるといふこと

○菊地委員 お話ごもつともな点もある

りますけれども、もつと実情を深く掘り下げて考えていただきたいと思うのであります。大きな、たとえば資料をいただいたもののような大きな事件になつてくるような場合においては、今局長が申された通りでございますけれども、たとえば、あるいは東京の郊外であるとかあるいはいなかであるとかかといった場合に、先ほど申し上げましたように、先祖代々一緒に隣同士で暮らしておつた、ところが、その境界が争ひになつて、そうして本件のような行爲を犯したという場合に、そこに悪意があるかないかということとは別問題といたしまして、こういう紛争は、何といひますか、隣保扶助の關係から、戦争中なら隣組、あるいは現代ではその町の有力者とかその部落の有力者とかかの中に入つて、スムーズに解決できる例がほとんどすべてでございます。そ

いかすゆえんではないと思う。私はどうしても解決できない、そのために告訴をするという意思を決定した場合に、初めて警察なり検察の勾介になることが正しいと思う。その前では、いわゆる隣人相互が解決すべき問題で、その期間を置かずに、いわゆる相隣者の自由意思を尊重しないで、直ちに犯罪として警察が関与をするという

のは、私は正しくないのじゃないかと  
思う。先ほど局長は、いわゆる公益的  
性質が多分に存する、普通の親告罪は  
そういうものを含まないのだというお  
話でありますけれども、その通りだと  
しましても、本件は隣保の、何といい  
ますか、わずかばかりの土地の所有権  
の争い、あるいはまた公に確定づける  
必要性よりも、もっと隣保が仲よくし  
ていくということの必要性があるので  
はないか。そういう観点に立つと、「こ  
れは普通の毀棄罪と同じように、「告  
訴ヲ待テ之ヲ論ス」という親告罪に  
することが正しいのではなか。いわん  
や本件のごときは、刑法始まつて以  
何十年になるかわかりませんが、それ  
にもかかわらず、そういう必要があつ  
たかなかつたか知らぬけれども、今  
ま、どういう規定を置かなかつたのだ、  
突然としてこういう規定が起つた、

○竹内政府委員　ただいまの御質疑の点は一々ごもつともな点もあるわけでございまして、同感の意を表するのになやぶさかではございませんが、これは主として本条成立の場合の運用の問題ではなからうかと思うのでございまして。親告罪にしておけば、告訴があつて初めて捜査をすべきである、もし非親告罪であれば、直ちに捜査に着手する

たように伺いましたが、もちろんそういう面もあるのかとは思いますが、もう、捜査官は、このように離合させておいて、その近隣の人からの知らせがなければ、なかなか、パトロールをしておいてすぐ発見するという性質の犯罪ではないのでございまして、多くは、そういうような報告に基づいて捜査の端緒をつかむというのが通常の形であろうと存じます。そういう場合におきましては、これを起訴するかどうかというような問題につきましては、当然当事者の意向も十分調査いたしました上で決定するわけでございまして、その間に土地の事情に精通した長老、古老という方々の意見なども参照いたしまして、妥協し得るものは妥協し、そうしてそれでもどうしてもこれは必

○菊地委員　よく話はわかるのであり

ますが、この運用の妙でやっているという考え方は、それは理想的な捜査官なり警察官なりを前提としたものである。ところが、私は警察官を信用しないわけじゃありませんけれども、いなかに入っていくと、駐在所の巡査であるとか、あるいは警察署の巡査であるとかという場合に、非常に深い理解のもとに行動していない方が多いのであります。目に余るような人もないで、はございません。そういう人が部落のボスの言うことを聞いたり、いろいろな事情から警察官と仲が悪い者はつかまえてやるというようなケースが多分に存在する。運用の面でやられるほど、日本の警察官が練達たんのうの十

ならば、これは何をか言わんやでござい  
ますけれども、実際はそうでないとい  
ころを考えると、やはり法規をもつて  
おかないと、これはとんでもない結果  
を招来するという感じを受けるのであ  
ります。この点は議論をしたところで  
並行線をたどるようですから、私はこ  
れ以上申し上げませんが、私はこの点  
について十分お考えを願っておきたい  
と思うのであります。いただいた資料  
によりますと、イタリヤ刑法などは、  
不動産窃盗でさえも、暴力、脅迫、ま  
たは武器を持たざるものに対しては親  
告罪にしているようであります。十年  
以下の不動産窃盗に対しても、暴力や  
脅迫や、武器を持たないものに対して  
は親告罪にしておる。これは局長のお  
話から見ると、公の、公益の精神  
を多分に持っていることは言うまでも  
ない。そういうものさえも親告罪を  
もって律しておる場合に、先ほど申し  
上げましたような隣保相助の關係に立  
つ、いわゆる隣同士のものに対して、  
その隣の人に告訴権を与えておくこと  
が、私は正しい法律の行き方ではない  
か、こう考えている次第であります。  
以上でございます。

○瀬戸山委員長 大野幸一君。

○大野(幸)委員 私は法務委員会では法案について質問するのは初めてですが、しかし若干速記録を読ませていただきましたので、なるべく重複を避けるようにしたいと思います。少し質問をしたいと思います。

まず、この間の参考人のお話を聞くと、明治四十年代から、有力な学者の中には、不動産について窃盗罪を認めることの可能なことを説いておいでになる。そしてそれに反対しておいで

になった学者のうちにも、終戦後のものどきくまで、相当の暴力的行為によつて他人の不動産を占拠使用していたということは顕著なる事実であつたので、その客觀的事実にかんがみて説を變更して、不動産窃盜を認めるに至つたというような参考人の供述もございました。警察庁は、百般の事犯の供述のうち、今までなぜこういう問題について不動産窃盜として一応判例を求めざる勇氣がなかつたのか。なかつたとするならば、やはり具体的事案に至つては、どうもこれを処罰するに困難に難な事情があつたからこそ処罰できなかったのではないかと思ふのです。今まで檢察官が一件も起訴しなかつたというのは事実ですか。いかがですか。○竹内政府委員 参考人の御意見は、私どもも同じような考え方を持っております。そして、明治四十年代から、現行刑法第二百三十五条のもとにおいて、不動産窃盜を解釈上認められるという考え方を持った学者の存したことも事実でございます。それから戦後、不動産に対する著しい侵害が各地に發生いたしましたして、このような事態をななめ、過去においては二百三十五条の中に不動産窃盜をも含めて解することとは適當でないという消極の意見を持っておりました学者の中にも、不動産窃盜を認めるという解釈に変わつてきた学者のあることも事実でございます。これに對しまして、檢察、裁判の實務の上においては、このような解釈をとつていかどうかという点、並びににそういう事実があるかどうかという御質疑にお答へすることになるのでありますけれども、檢察の實務におきましては、過去五十年間、刑法第二百三

十五条の窃盜罪の中に不動産の窃盜を含むという解釈のもとに措置をした実例は一件も発見されないのをごさいます。その理由は、旧刑法の時代から窃盜罪の「財物ヲ窃取シ」という、窃取という考え方からいたしまして、これは動産、動く物に対する窃盜行為をいうのであって、動かない物、不動産である土地、家屋につきましては二百三十五条の適用はないという判例が、旧刑法の時代、明治三十九年ごろからあるわけであります。その解釈は、ずっとその後も実務家の間においてはそれれを支持してきているわけでございします。この不動産侵奪が大きく社会問題としてクロージ・アップされましたのは終戦後のこととございまして、明治四十一年から施行された現行刑法のもとで、昭和二十年前後までは、この種の不動産侵奪、人の土地へ黙って入っていった家を建ててしまつて、その土地を占領してしまふというような形の不動産侵奪というものは、終戦までの間にはほとんどその実例はなかつたわけとございします。そういたしますと、この刑法のもとにおいて、刑法第二百三十五条の中には不動産の窃盜は入らぬという解釈のもとに四十年間運用して参りました、四十年たった今日、学者の考えのように、それじゃ不動産窃盜も含ませるということとこの二百三十五条を適用して事件を処理するということになりますと、刑法は法的安全と申しますか、罪刑法定主義というやうな言葉もありますように、今までには許された行為だと思つておつたものが、突如として檢察官の解釈によつて罰せられるというやうなことになることは、これは運用の面において刑

法の正しい執行方法とはどうてい言えないわけであります。そこで、今日このような者を保護しなければならぬ事情になつて参つたのでございますが、そうするにはこの二百三十五条の解釈を広めるといふことによつて解決すべきものでなくして、これに相当する規定を設けることによつて対処していくというのが、刑法を新たに立法し、またそれによつて運用していく、これは犯罪であるといふことを宣言して、将来に向かつてこの種の事犯をその性情に照らして罰する、これが刑法の正しいあり方だと思つたのでございます。そういう意味において、判例を求めるに怯懦であつたわけではなくして、刑法の許容性に基づいてそのような態度をとつて参つたというのが実情でございます。

起きないはずで、私たちが経験した震災とか戦災とか、こういう場合の現象は、一口にいえば、やむにやまれず、それ以外に選ぶべき道がなかったという立場も多かったのです。それがそのころそういうことにおいてできてきた事案を、もう十五年たって——苦しんだのは今までのことなのです。今もなおいろいろな侵奪行為があるというが、それはごくまれである。まれなために、先ほど菊地委員が言われましたように、やや誤ると、これは非常な欠点を暴露してくるのであります。本来ならば、民事事件で解決すべきものですが、いたずらに告訴ざたにする、こういうふうになってくる危険があると思うのですが、現在起きてくる事案が、ほんとうにそれほどあるのですか。今まで十五年間、過去のことはいざ知ら

○大野(幸)委員 判例を求めるに怯懦でなくて、罪刑法定主義から、判例によつて処罰することが不当だという考え方については、私もむろん賛成です。しかし今御答弁にもあったよう

ず、今起きてくる事案について、資料を見ても、もう数年前のことなのです。去年、ことしというのは少ないようですが、この点についてのあなたの調査の結果はどうか。

に、こういう事案は終戦後急に起きてきた。その終戦というものは、そもそも戦争の結果なんです。そうして住むに家なく、建てるに土地ないということ、あるいはまた大きな屋敷がそのまま放任されているとか、あるいはまた繁華街に出て、その日の生活のために商いをしなければならぬとか、そういうような事情のもとに、その要求に臨機応変に従って占拠した者がある。また占拠した人は非常にまじめな人であらうが、これに乗じてこれを世話して、これをあっせんして巨利を博した人もあるでしょうが、しかし非常の場合でなければ、さほどこういう事案は

○竹内政府委員　結論的に申し上げますと、ただいま御指摘のように、終戦後起こりましたこの種の事件の中には、幾多の同情すべき案件も多いのでございますが、私どもがこの現象を分析をいたしますと、大体三種類になるように思うのでございます。その第一類は、ただいま御指摘のありましたように、震災その他特別の事情によって、小学校の校庭とかあるいは道路ばた等に一時的に収容されたものが、行く場所もないために、そこにバラックなどを建てて住みついてしまつて、今日も不法占拠の状態がある、こういうような種類のものが第一類でございます。

ます。また第二類といたしましては、これは終戦と直接関係はないのでございしますが、借地権や地上権によって家を築造してここに住んでいた者が、借地権等の消滅あるいは満了によって明け渡しを求められたり、あるいは訴訟によって敗訴してもなおかつ明け渡さずに強引に占拠を続けているというような種類のもの。それから第三に、これこそ私もがこの立法によって対処しなければならぬと思う類型でございますが、駅前その他商業などを営む上に非常に有利な空地を見つけて、何らの権限もなしに、そこに建物を建ててこれを占拠して、土地所有者など正当の権限を有する者の請求があつても、この占有を継続して居ない、こういう種類のものではないかと申します。こういうふうな、不法占拠と一口に申しまして、よく内容を見ますと、三種類くらいあるわけなんです、この最後の種類のようなものを対象にいたしまして、不動産の侵害罪というものを考えたのでございます。

そうして、御指摘の点でございますが、私もこの種の犯罪累計を今まで持っておりませんので、全国的に精密に調査をしてここで御紹介申し上げることができないのを遺憾といたしますけれども、一応私どもの手元で関係各方面の協力を得て集めました資料を見まして、最近におきましても、なおこの種の犯罪は跡を断たないのでございします。その数が何万件もあるというのではもちろんございせんけれども、なお跡を断たない。現にこういう法案が国会に提出されるという話が新聞に出ましたときに、やるなら今のうちだと

いつてやり出した者もあるということも私どものところへ持ってきておる者もあるくらいでございまして、これは今日といえどもその跡を断たないのが現状でございまして。なおお手元の方へ資料といたしまして若干のものを差し上げてございしますので、御高覧を願いたいと思ひます。

○大野(幸)委員 この資料はただいま拝見しまして、なるほど昭和三十一年ごろからの――被告の名前はないうのですが、この被告は一体日本人が多いのですか、第三国人が多いのですか。そんなことは調べてありませんか。なければよろしいのですが……

○竹内政府委員 これは東京、大阪その他大都市の市当局で調査した資料が本資料の基礎になっておるわけでございまして、それによりますと、やはり絶対数としては、日本人が圧倒的に多いようございしますが、若干の第三国人も入つておるようございします。

○大野(幸)委員 そこで問題をちよつと転じて、原案によりますと、侵害罪を十年以下、こういう刑の量定があるものであります。この点については、動産窃盗が十年であるから、そのつり合い十年ということにされたのですか、ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○竹内政府委員 仰せの通り、最も大きい理由は、動産の窃盗の刑法第二百三十五条との刑の均衡をはかりまして、不動産の侵害、これも動産に対する窃盗と同じ性質の罪でございしますので、同じ法定刑を盛るのが相当であるというふうな考え方でございます。

○大野(幸)委員 これについては、民主社会党といたしましても修正案を用

意しておりますので、私もその線に沿つてお尋ねしたいと思ふのですが、とにかく四十年間罰することなくて終つてきた事柄なんです。不動産窃盗については、日本では四十年間無効罰であった。窃盗については、各国ほとんど無効罰のところはないでしょう。そこで、動産と不動産と何ゆゑに區別してきたかという点について、ただいま局長の説明では、ただ法律家が窃取という觀念から困難であるから処罰できなかったのであるということ、なるほどそれは法学を学んだ法律学生でありましようが、われわれとしてもそういうふうな教わつてきたのであります。しかし、ほんとうに反社会性のものであつたなら、四十年間放任されておるはずはないのです。そこで、動産の窃盗の客体は、何といつても場所を変へることもできれば、あるいは隠すこともできれば、あるいは消費、消滅させてしまつて、被害者に対しては回復が困難になる、同時に動産でありまうから、ひんびんと起ころ、こういうようなことから、動産については世界の刑法がこれを処罰しておる。不動産については、とにかく日本では等閑に付せざるを得なかつた。いかに法律の解釋論といえども、動産と同じ反社会性があると認めるならば、先輩が今まで放任しておくはずはないと思ふのです。それをよく考えてみると、動産は何といつても人の努力、労働の結果としてできたものである、労働の産物である。ところが不動産は一体だれが作ったのでありましようか。地球上の一部である。もつと極端な言葉でいうならば、これは天から与えられたる天賦のものなんです。私は、土地は天

賦説をとることが正しいと思ふ。その土地は、地球上に住む人類がひとしく共有してしまふべきである。これを個人に所有権を認めたいやえんのものは、ただ管理をゆだねたにすぎない。日本も明治維新において、土地の所有をどうするかということで問題が起きたときに、大久保利通公がたまたま英國から帰つてきて、租税をとる方法として、当時八百万円だけの租税が必要であつて、その租税をとる方法として、土地の所有権を私有した方がよい、私有を許した方がよいという考え方が土地私有制度が生まれたのであります。フィリピンなどにおきましては、今もなお国所有である。新しい国の制度においては、土地の国所有は必然的のものであるといふことも、これ土地は天賦のものであるといふ考え方があります。そういうことから、私は処罰し得なかつたのだと思ふ。そう考へてくるならば、動産の窃盗罪と不動産の侵害罪と同一に刑を課する必要があるものではないかと思ふ。被害者からいひましても、これがなくなるわけじゃない、滅失するわけじゃない、やがては回復される運命にあるのであります。また人間は、動産の必要がなくて、どこか地球上の一部に住んでいなければならぬ、立つていなければならぬ、歩行していなければならぬ、こういうのでありますから、これは一寸の土地もない者は、極端に言ひますれば、地球上のどこにもいるわけにはいかないというやうな人生哲理に到着するのであります。それを考へるときに、不動産に対する占有といふものは、またわれわれの天賦の権であるとも考へられる。これを動産と不動産

とを同一に取り扱わなければならぬという刑罰の量定については、差異があつてもさう無理はないではないかと申す。この観点を全部否認して、所有権絶対主義の観点に立たせるならばこれはやむを得ないことでありまう。私も今の考え方も一面の真理はあると思ふのですが、さう考へますと、動産、不動産の區別論から、本質論から見て、刑の効果も差異があつていひましようか。

○竹内政府委員 新設の不動産侵害罪につきまして、何も十年にしないでいいのではないかと、もう少し差異をつけて輕い法定刑を設けてもいいじゃないかといふ論もないではないと思ふ。が、特別法としてこの問題を處理いたします場合にはさういふ考へ方も入る余地が十分あると存じます。實際問題として不動産侵害で懲役をかりに半年にいたしましたとしても、懲役五年の刑を設けるといふ事例はさうたくさんはないでございまいし、さういふ考へ方も實務の上から申しまして、ないとは言えないのでございしますけれども、やはり刑法の一部改正といふことで考へます場合、またこれは刑法の一部改正をするのが相当だと考へておりますが、さういふ場合には、刑法の体系的なものを考へなければならぬわけでございます。動産でありますれば鉛筆一本でも動産でございします。盗めばこれは刑罰の規定の二百三十五条の適用という關係において議論するならば十年以下の懲役であります。が、何千坪といふやうな、一坪何万坪とするやうな土地を侵害してしまつたといふ場合と鉛筆の窃盗と、こ

れは法定刑という立場から半分でいいのだというような考え方は体系的に申しまして適当でない。もちろんこの窃盗の罪を日本は十年以下の懲役としておりますが、外国の立法例によりますといろいろ窃盗の手段、たとえば凶器を持って窃盗した、凶器を使わなかったけれども、使えば強盗になるわけでありますが、強盗にはなりませんけれども、そういうような場合には重いとか、あるいは夜間窃盗した場合には屋間の窃盗よりも重いとか、あるいは屋内に入つて窃盗した場合には屋外で窃盗する、つまりイモを掘つて盗ん

実はどういう刑を盛るかということはないと思う。そういう観点からすれば、不動産について価値論を述べて、それを保護しなければならぬということでもないでしようと思ふのです。いわば土地の上がつたのは、地主の不労所得の典型的なものであります。そういう観点から見れば、何ぞ私は急激なる変化をする必要はないと思ふます。このことは議論にわたるでありましようが、しかし土地の価格そのものの真実があるといふことを否定されるか否定されないかです。私は言質をとつて今後この問題についてあなたにお尋ねしようとは思ひませんが、少なくとも刑を課する草案を作られるあなたに、お心持ちの上においてこれがなければならぬと思ふのですが、どうで

ぞ一人が享受する権利は本質的にはないと思う。そういう観点からすれば、不動産について価値論を述べて、それを保護しなければならぬということでもないでしようと思ふのです。いわば土地の上がつたのは、地主の不労所得の典型的なものであります。そういう観点から見れば、何ぞ私は急激なる変化をする必要はないと思ふます。このことは議論にわたるでありましようが、しかし土地の価格そのものの真実があるといふことを否定されるか否定されないかです。私は言質をとつて今後この問題についてあなたにお尋ねしようとは思ひませんが、少なくとも刑を課する草案を作られるあなたに、お心持ちの上においてこれがなければならぬと思ふのですが、どうで

ような犯罪現象がなかったというだけでございまして、四十年前にも今日のような不動産を侵害するという現象が起つておつたとすれば、仰せのように、先輩は決してほうつてはおかなくなつたと思ふのです。そういう意味において、人の不動産ならばとていいのだといふことになつておつたのが、道徳的にもそういうふうな許される行為であつたものが、今法律ができるために将来はとてはいけぬものになるのだといふような性質のものではなくて、やはりこれは自然犯的と申しますか、昔といえどもそういう事態がなかっただけのことであつて、そういう人の不動産を勝手に占領してしまつてよろしいのだといふような道徳はなく、それは当然なことであつた。ただ刑罰としてこれを取り上げますには、そのような犯罪現象といいま

法定刑の範囲内で刑を盛るといふことに相なるわけでございます。動産と不動産とが保護されるという立場において、両者差別がなければならぬという法律理論的な根拠といふものにつきましては、私も発見に苦しむように思ふのでございします。

○大野(幸)委員 なるほど窃盗罪については、旧刑法時代から、屋外窃盗、屋内窃盗を区別してきたのであります。ですから、その判例、目盛りはたとい十年以下といふことにしておいてもその間違ひがなかった。のみならず、窃盗罪に対する量刑は非常に経験済みのものなんです。ところが先ほど局長が言われましたように、今まで処罰をしなかつた事案やできなかった事案もこの法律の制定と同時に刑罰を課せられるといふことになる。罪刑法定主義はやはり一つの急激なる変化と不安を与えないことなのです。それが本質なのです。それを初めから経験のある窃盗罪のように十年にするといふことは、私は少し苛酷ではないかと思ふ。ただいま鉛筆一本と広き土地のたとえがありましたが、それこそものは考へようである。鉛筆一本は自然にできてはいません。人の労力によってできたのです。土地はだれが作ったのでしょうか。だれも作つてはいないのです。そして土地が高価になつたのは、人類の発展のために尽くした人類の努力の結果によつて、地球上に住む人間の需要供給の關係から高まつてきたのであります。ですから、本来ならば土地の高価になつたその利益は人類が共同で享受すべきものである。それを何

○大野(幸)委員 なるほど窃盗罪については、旧刑法時代から、屋外窃盗、屋内窃盗を区別してきたのであります。ですから、その判例、目盛りはたとい十年以下といふことにしておいてもその間違ひがなかった。のみならず、窃盗罪に対する量刑は非常に経験済みのものなんです。ところが先ほど局長が言われましたように、今まで処罰をしなかつた事案やできなかった事案もこの法律の制定と同時に刑罰を課せられるといふことになる。罪刑法定主義はやはり一つの急激なる変化と不安を与えないことなのです。それが本質なのです。それを初めから経験のある窃盗罪のように十年にするといふことは、私は少し苛酷ではないかと思ふ。ただいま鉛筆一本と広き土地のたとえがありましたが、それこそものは考へようである。鉛筆一本は自然にできてはいません。人の労力によってできたのです。土地はだれが作ったのでしょうか。だれも作つてはいないのです。そして土地が高価になつたのは、人類の発展のために尽くした人類の努力の結果によつて、地球上に住む人間の需要供給の關係から高まつてきたのであります。ですから、本来ならば土地の高価になつたその利益は人類が共同で享受すべきものである。それを何

○竹内政府委員 お気持ちにつきまして、実際の運用面において十分考慮されるであらうという意味におきましては、私として否定を申し上げるとかなんとかいふようなことはございせんが、ここで刑法の理論と申しますか、そういう観点から申しますと、ただどうしてもお答え申し上げなければならぬと思ひます。点を申し上げますと、まず突如として新たに刑罰を設けるのではないか、だから法定を過去にあるものよりも、同じ性質の犯罪であるとしてもそれを半分くらいにすべきではないかという御議論につきましては、私は二点を申してお答え申し上げます。それは、突如としておっしゃいますけれども、これは本来法定犯ではなくて、自然犯的なものだと思ひます。過去においてその

○竹内政府委員 お気持ちにつきまして、実際の運用面において十分考慮されるであらうという意味におきましては、私として否定を申し上げるとかなんとかいふようなことはございせんが、ここで刑法の理論と申しますか、そういう観点から申しますと、ただどうしてもお答え申し上げなければならぬと思ひます。点を申し上げますと、まず突如として新たに刑罰を設けるのではないか、だから法定を過去にあるものよりも、同じ性質の犯罪であるとしてもそれを半分くらいにすべきではないかという御議論につきましては、私は二点を申してお答え申し上げます。それは、突如としておっしゃいますけれども、これは本来法定犯ではなくて、自然犯的なものだと思ひます。過去においてその

○大野(幸)委員 これはあなたの御主張ですから別に非難するわけではありませんが、外国の立法例を見ますと、そうでもないようですね。というのは、動産については、今の窃盗犯として処罰をしているようでありますが、不動産窃盗については、先ほど先輩委員から指摘されましたように「記録をとるために読み上げてもよろしい」ですが、いつも問題になるイタリヤ刑法の第六百三十一条「他人の不動産を、全部又は一部自己に領有するためその境界を移動又は変更した者は、三年以下の懲役」云々といふようになっておる。これは今度の問題になつてゐる境界毀損罪である。そのまた次の六百三十三条には、「占拠し又はその他利益を得る目的をもってほしきままに公又は私他人の土地もしくは建造物を占奪した者は、被害者の告訴を待つて、二年以下の懲役又は千リラ以上千リラ以下の罰金に処せられる。」といふ書いてあるようであります。暴力的侵害の場合においてすら次の条文で、「人に対する暴行又は脅迫により不動産に對する他人の平穩な占有を侵害した者は、二年以下の懲役」こういふように書いてあります。こういうふうにしてみますと、相当軽い量刑があるようであります。ニューヨーク刑法では、二千三十四条の「他人の土地又はその他所有物に立入り又は占有するに当

○大野(幸)委員 なるほど窃盗罪については、旧刑法時代から、屋外窃盗、屋内窃盗を区別してきたのであります。ですから、その判例、目盛りはたとい十年以下といふことにしておいてもその間違ひがなかった。のみならず、窃盗罪に対する量刑は非常に経験済みのものなんです。ところが先ほど局長が言われましたように、今まで処罰をしなかつた事案やできなかった事案もこの法律の制定と同時に刑罰を課せられるといふことになる。罪刑法定主義はやはり一つの急激なる変化と不安を与えないことなのです。それが本質なのです。それを初めから経験のある窃盗罪のように十年にするといふことは、私は少し苛酷ではないかと思ふ。ただいま鉛筆一本と広き土地のたとえがありましたが、それこそものは考へようである。鉛筆一本は自然にできてはいません。人の労力によってできたのです。土地はだれが作ったのでしょうか。だれも作つてはいないのです。そして土地が高価になつたのは、人類の発展のために尽くした人類の努力の結果によつて、地球上に住む人間の需要供給の關係から高まつてきたのであります。ですから、本来ならば土地の高価になつたその利益は人類が共同で享受すべきものである。それを何

○大野(幸)委員 なるほど窃盗罪については、旧刑法時代から、屋外窃盗、屋内窃盗を区別してきたのであります。ですから、その判例、目盛りはたとい十年以下といふことにしておいてもその間違ひがなかった。のみならず、窃盗罪に対する量刑は非常に経験済みのものなんです。ところが先ほど局長が言われましたように、今まで処罰をしなかつた事案やできなかった事案もこの法律の制定と同時に刑罰を課せられるといふことになる。罪刑法定主義はやはり一つの急激なる変化と不安を与えないことなのです。それが本質なのです。それを初めから経験のある窃盗罪のように十年にするといふことは、私は少し苛酷ではないかと思ふ。ただいま鉛筆一本と広き土地のたとえがありましたが、それこそものは考へようである。鉛筆一本は自然にできてはいません。人の労力によってできたのです。土地はだれが作ったのでしょうか。だれも作つてはいないのです。そして土地が高価になつたのは、人類の発展のために尽くした人類の努力の結果によつて、地球上に住む人間の需要供給の關係から高まつてきたのであります。ですから、本来ならば土地の高価になつたその利益は人類が共同で享受すべきものである。それを何

○大野(幸)委員 なるほど窃盗罪については、旧刑法時代から、屋外窃盗、屋内窃盗を区別してきたのであります。ですから、その判例、目盛りはたとい十年以下といふことにしておいてもその間違ひがなかった。のみならず、窃盗罪に対する量刑は非常に経験済みのものなんです。ところが先ほど局長が言われましたように、今まで処罰をしなかつた事案やできなかった事案もこの法律の制定と同時に刑罰を課せられるといふことになる。罪刑法定主義はやはり一つの急激なる変化と不安を与えないことなのです。それが本質なのです。それを初めから経験のある窃盗罪のように十年にするといふことは、私は少し苛酷ではないかと思ふ。ただいま鉛筆一本と広き土地のたとえがありましたが、それこそものは考へようである。鉛筆一本は自然にできてはいません。人の労力によってできたのです。土地はだれが作ったのでしょうか。だれも作つてはいないのです。そして土地が高価になつたのは、人類の発展のために尽くした人類の努力の結果によつて、地球上に住む人間の需要供給の關係から高まつてきたのであります。ですから、本来ならば土地の高価になつたその利益は人類が共同で享受すべきものである。それを何

○大野(幸)委員 なるほど窃盗罪については、旧刑法時代から、屋外窃盗、屋内窃盗を区別してきたのであります。ですから、その判例、目盛りはたとい十年以下といふことにしておいてもその間違ひがなかった。のみならず、窃盗罪に対する量刑は非常に経験済みのものなんです。ところが先ほど局長が言われましたように、今まで処罰をしなかつた事案やできなかった事案もこの法律の制定と同時に刑罰を課せられるといふことになる。罪刑法定主義はやはり一つの急激なる変化と不安を与えないことなのです。それが本質なのです。それを初めから経験のある窃盗罪のように十年にするといふことは、私は少し苛酷ではないかと思ふ。ただいま鉛筆一本と広き土地のたとえがありましたが、それこそものは考へようである。鉛筆一本は自然にできてはいません。人の労力によってできたのです。土地はだれが作ったのでしょうか。だれも作つてはいないのです。そして土地が高価になつたのは、人類の発展のために尽くした人類の努力の結果によつて、地球上に住む人間の需要供給の關係から高まつてきたのであります。ですから、本来ならば土地の高価になつたその利益は人類が共同で享受すべきものである。それを何

○大野(幸)委員 なるほど窃盗罪については、旧刑法時代から、屋外窃盗、屋内窃盗を区別してきたのであります。ですから、その判例、目盛りはたとい十年以下といふことにしておいてもその間違ひがなかった。のみならず、窃盗罪に対する量刑は非常に経験済みのものなんです。ところが先ほど局長が言われましたように、今まで処罰をしなかつた事案やできなかった事案もこの法律の制定と同時に刑罰を課せられるといふことになる。罪刑法定主義はやはり一つの急激なる変化と不安を与えないことなのです。それが本質なのです。それを初めから経験のある窃盗罪のように十年にするといふことは、私は少し苛酷ではないかと思ふ。ただいま鉛筆一本と広き土地のたとえがありましたが、それこそものは考へようである。鉛筆一本は自然にできてはいません。人の労力によってできたのです。土地はだれが作ったのでしょうか。だれも作つてはいないのです。そして土地が高価になつたのは、人類の発展のために尽くした人類の努力の結果によつて、地球上に住む人間の需要供給の關係から高まつてきたのであります。ですから、本来ならば土地の高価になつたその利益は人類が共同で享受すべきものである。それを何

○大野(幸)委員 なるほど窃盗罪については、旧刑法時代から、屋外窃盗、屋内窃盗を区別してきたのであります。ですから、その判例、目盛りはたとい十年以下といふことにしておいてもその間違ひがなかった。のみならず、窃盗罪に対する量刑は非常に経験済みのものなんです。ところが先ほど局長が言われましたように、今まで処罰をしなかつた事案やできなかった事案もこの法律の制定と同時に刑罰を課せられるといふことになる。罪刑法定主義はやはり一つの急激なる変化と不安を与えないことなのです。それが本質なのです。それを初めから経験のある窃盗罪のように十年にするといふことは、私は少し苛酷ではないかと思ふ。ただいま鉛筆一本と広き土地のたとえがありましたが、それこそものは考へようである。鉛筆一本は自然にできてはいません。人の労力によってできたのです。土地はだれが作ったのでしょうか。だれも作つてはいないのです。そして土地が高価になつたのは、人類の発展のために尽くした人類の努力の結果によつて、地球上に住む人間の需要供給の關係から高まつてきたのであります。ですから、本来ならば土地の高価になつたその利益は人類が共同で享受すべきものである。それを何

○大野(幸)委員 なるほど窃盗罪については、旧刑法時代から、屋外窃盗、屋内窃盗を区別してきたのであります。ですから、その判例、目盛りはたとい十年以下といふことにしておいてもその間違ひがなかった。のみならず、窃盗罪に対する量刑は非常に経験済みのものなんです。ところが先ほど局長が言われましたように、今まで処罰をしなかつた事案やできなかった事案もこの法律の制定と同時に刑罰を課せられるといふことになる。罪刑法定主義はやはり一つの急激なる変化と不安を与えないことなのです。それが本質なのです。それを初めから経験のある窃盗罪のように十年にするといふことは、私は少し苛酷ではないかと思ふ。ただいま鉛筆一本と広き土地のたとえがありましたが、それこそものは考へようである。鉛筆一本は自然にできてはいません。人の労力によってできたのです。土地はだれが作ったのでしょうか。だれも作つてはいないのです。そして土地が高価になつたのは、人類の発展のために尽くした人類の努力の結果によつて、地球上に住む人間の需要供給の關係から高まつてきたのであります。ですから、本来ならば土地の高価になつたその利益は人類が共同で享受すべきものである。それを何

○大野(幸)委員 なるほど窃盗罪については、旧刑法時代から、屋外窃盗、屋内窃盗を区別してきたのであります。ですから、その判例、目盛りはたとい十年以下といふことにしておいてもその間違ひがなかった。のみならず、窃盗罪に対する量刑は非常に経験済みのものなんです。ところが先ほど局長が言われましたように、今まで処罰をしなかつた事案やできなかった事案もこの法律の制定と同時に刑罰を課せられるといふことになる。罪刑法定主義はやはり一つの急激なる変化と不安を与えないことなのです。それが本質なのです。それを初めから経験のある窃盗罪のように十年にするといふことは、私は少し苛酷ではないかと思ふ。ただいま鉛筆一本と広き土地のたとえがありましたが、それこそものは考へようである。鉛筆一本は自然にできてはいません。人の労力によってできたのです。土地はだれが作ったのでしょうか。だれも作つてはいないのです。そして土地が高価になつたのは、人類の発展のために尽くした人類の努力の結果によつて、地球上に住む人間の需要供給の關係から高まつてきたのであります。ですから、本来ならば土地の高価になつたその利益は人類が共同で享受すべきものである。それを何

○大野(幸)委員 なるほど窃盗罪については、旧刑法時代から、屋外窃盗、屋内窃盗を区別してきたのであります。ですから、その判例、目盛りはたとい十年以下といふことにしておいてもその間違ひがなかった。のみならず、窃盗罪に対する量刑は非常に経験済みのものなんです。ところが先ほど局長が言われましたように、今まで処罰をしなかつた事案やできなかった事案もこの法律の制定と同時に刑罰を課せられるといふことになる。罪刑法定主義はやはり一つの急激なる変化と不安を与えないことなのです。それが本質なのです。それを初めから経験のある窃盗罪のように十年にするといふことは、私は少し苛酷ではないかと思ふ。ただいま鉛筆一本と広き土地のたとえがありましたが、それこそものは考へようである。鉛筆一本は自然にできてはいません。人の労力によってできたのです。土地はだれが作ったのでしょうか。だれも作つてはいないのです。そして土地が高価になつたのは、人類の発展のために尽くした人類の努力の結果によつて、地球上に住む人間の需要供給の關係から高まつてきたのであります。ですから、本来ならば土地の高価になつたその利益は人類が共同で享受すべきものである。それを何

○大野(幸)委員 なるほど窃盗罪については、旧刑法時代から、屋外窃盗、屋内窃盗を区別してきたのであります。ですから、その判例、目盛りはたとい十年以下といふことにしておいてもその間違ひがなかった。のみならず、窃盗罪に対する量刑は非常に経験済みのものなんです。ところが先ほど局長が言われましたように、今まで処罰をしなかつた事案やできなかった事案もこの法律の制定と同時に刑罰を課せられるといふことになる。罪刑法定主義はやはり一つの急激なる変化と不安を与えないことなのです。それが本質なのです。それを初めから経験のある窃盗罪のように十年にするといふことは、私は少し苛酷ではないかと思ふ。ただいま鉛筆一本と広き土地のたとえがありましたが、それこそものは考へようである。鉛筆一本は自然にできてはいません。人の労力によってできたのです。土地はだれが作ったのでしょうか。だれも作つてはいないのです。そして土地が高価になつたのは、人類の発展のために尽くした人類の努力の結果によつて、地球上に住む人間の需要供給の關係から高まつてきたのであります。ですから、本来ならば土地の高価になつたその利益は人類が共同で享受すべきものである。それを何

り、暴力を用い、又は他人にこれを用いるよう教唆し奨励し援助する者は、法律により許可せられる場合に於て、且法律に依り許可せられる方途によるの外、軽罪とする。となつておつて、重罪としていない。こういうようなことがあるかと思ふ、その次に「所有権者より与えられたる権限を有しないで、市町村区域内の土地又はその一部に侵入し、又はその権限を有しないで、右地上に小屋その他の造営物を建築し若しくはこれを占拠する者及び市町村の街路区域内において何等適法の権限なくして、小屋その他の造営物を置き、建造し又は占拠する者は軽罪とする。」となつておる。まだまだ安いのがある。スペイン刑法では、その五百七十七条の「一人に対する暴行または威嚇によつて他人の不動産または物権を違法に占取した者は、そのなした暴力行為の故によつて科せられる刑のほか、その獲得した利得の五〇パーセント以上一〇〇パーセント以下の罰金に処する。結局これはその暴行罪のほか、利益の五〇パーセント以上一〇〇パーセント以下の罰金に処する、こういうように書いてある。そういうようなところから見ますと、動産についてということより、不動産については相当刑が輕くなつてゐるという事実について、立法される時に参酌されたのか、この点についての皆さんの研究の結果を一つお知らせ願ひたいと思ひます。

○竹内政府委員 お手元に差し上げました外国の立法例につきまして、詳細な御質疑がございましたが、これらの外国の立法例は比較法学的な見地から参考にしたことは事実でございます。

そこです。第一におあげになりましたイタリア刑法でございますが、今お読みになりました六百三十一条の規定の前に六百二十四条という規定を掲げておられますが、この六百二十四条が動産の窃盗に関する規定でございます。これは三年以下の懲役、こうなつてゐる。それから今おあげになった六百三十一条、これはやはり私も今立案いたしましたおきますこの不動産侵奪に相当するものも含まれるわけでございます。これはやはり三年以下、動産と不動産を同じことにしております。

それから全体として刑が日本のより輕いじゃないかという点については、動産につきましても輕いものですか、そういふふうになつてゐるわけでございます。

それからなお構成要件としまして、イタリア刑法の六百三十三條でございますが、これは不動産侵奪というようにに窃盜的な類型のものはございませんで、その不動産を占拠してゐる不法領得の意思などはなくともいいわけなんです。占拠してゐる、あるいは侵入するといつたような、わが国で申しますならば住居侵入、建造物侵入のような規定をも広く含めた規定でございまして、これが侵奪より輕く処分されることは當然でございます。

それから六百三十四條は、これは一種の妨害罪なんでありまして、ただいまごらんになつておられます資料の十四パーセントのところにはやはり同じイタリア刑法のドイッ訳から翻訳したものが載つてございまして、六百三十三條は「侵入した」と書いてありますし、それから六百三十四條は「妨害した」と書いてあります。

てあります。私はイタリア語はよくわかりませんが、どうも実態は「侵入した」「妨害した」に当たる行為を取り上げておるようでございます。

それからまたニューヨーク刑法をお引き合ひに出されましたが、これはいゝゆるのトレスパス、立ち入り、やはり一種の侵入でございます。

それからまたスペイン刑法をおあげになりましたが、この五百七十七條の一項の前段の方はまさに不動産の占拠でございまして、これは不法領得の意思をもつてする場合でなくて、先ほど私が三つの類型をあげましたが、一番ひどい部分じゃないかと、もっと簡単な部分も入るわけなんでございます。私どもの解釈によれば、五百七十七條によりますと、賃貸借の期限が満了して民法上不法占有になつておきますものが、暴行脅迫を使うというやうなことになる。この条文で処罰されるやうな結果になるのじゃないかと思ひますが、私どもはそのやうな場合は犯罪として扱わないという考へであります。

刑全体がヨーロッパ大陸の各国の刑法は輕くなつておられますが、これは先ほど申しましたやうに、日本は一番重いのをも含めまして一本の条文に示してございまして、こういう結果になつておるのでございまして、こういうやうな各国の刑法の法定刑なんというものは、裁判の実務の上におきましては十分参考になるやうなものであります。十年以下の懲役ということにしまして、十年以下の懲役ということにしまして、十年以下の懲役というやうな輕い刑に処せられておる窃盜もいふんありますし、申すまでもなく約六〇%以上のものが起訴猶予というやうなことで、全然刑事裁判にかけられてないというのが現状でございます。

○大野(幸)委員 今の御答弁に関連してでございますが、外国立法例によりまして、また新しい日本の法令の形態におきましても、なるべく口語体で要件をしらうとにでもわかるやうに書く、こういうのが近代式だらうということになつて、条文のふえることと字數のふえることをいふやうではない、ない、こういうことになつておられます。特に刑法は予防、警戒の意味があるもので、これからの刑法は、私はなるべくこまかく、しらすとにもわかるやうに規定したいのが理想だらうと思ふので、悪いことをした者にこの条文を見せ、これに相当するといふことを説明して、国法に従はせ、こういうことなんだが、今のこの法律の一貫したる形式を見ましても、そのやうに心が配つていない。ですから、侵奪といふやうな言葉を使つてあるのみならず、先ほどこの法案は不法領得の意思があつて初めて成立するのである、こういうふうな御説明になりましたけれども、条文には「他人ノ不動産ヲ侵奪シタル者ハ」とあるにすぎないのです。それならば形を破つてでも、どうして不法領得の意思を持つて他人の不動産の占有、所有を奪ひ侵すといふやうに書けなかつたものか、それともこの法全体の文章のためにそれが書き得なかつたのか、一つ聞いておきたいと思ふのです。

○竹内政府委員 新しい刑法におきましては、だれが見ても一読して、法律家でなくてもどういふことが罰せられるのであるかということがわかるやうに書いた方がいいんではないかという第一の御質疑の点でございますが、私も全く同感でございます。そういうふうにかたがた書くよりもひらがなで書くことは、私どもも全く同感でございます。ただ本改正案は、刑法の一部改正でございまして、刑法全面改正の際には、わかりやすいやうに書き直していかねければならぬと思つておられますが、この一部改正におきましては、やはり残つております各条文とのつり合ひ、文章のつり合ひ等もありまして、こういう形にならざるを得なかつたことをまず御了承願ひなければならぬと思ひます。

それから解釈上不法領得の意思が必要であるというならば、なぜそういうふうにかたがた書くといふ点でございますが、窃盜罪の二百三十五條の規定を見ましても、不法領得の意思といふことは、これは書いてないわけでございますが、これは御承知の通り、判例、学説によりまして、窃盜罪について、単に他人の物を窃取したとしても、そういう外形的な行為がありましても、不法領得の意思のない場合、たとえば使用窃盜のやうなものは、窃盜にならぬといふやうなことで、幾多の判例によりまして、不法領得の意思が必要であるといふことは、今日確立した解釈といふことになつておられます。そこで、この不動産侵奪の規定を二百三十五條の次に並べて置くことによりまして、刑法における体系的地位から申しまして、この場合にも不法領得の意思が必要であるといふことは、ほとんどこれはだれが見ても、裁判官が第一にそう感じて

らなければならぬわけでございますが、おそろく異論のないところであらうというのを考えておるわけでございます。のみならず、ただ単に書いても書かぬでもいいことなら、書いてもいいではないという議論にもなるわけでございますが、ただここで書きますと、同じ条文のところに並んでおります窃盗罪について、それでは今までの不法領得の意思というものは、書いてないものは要らないのかという今度はまた逆の議論も出てくるのでございまして、その点を考慮いたしまして、やはり従来の学説、判例に従って解釈もし、運用もするというにいたしたすために、窃盗罪と同じように不法領得ということを特に記載しなかつたのでございます。

○大野(幸)委員 今までだいぶ審議されたようですが、これも同僚議員が話しておりましたが、この間所有権を主張しなければ本罪は成立しないのだ、こういう意見が本委員会の委員の先輩の中にもあった。所有権を主張しなければ本罪が成立しないのだと考えておる方もあるのです。ところが、それでは動産の使用窃盗の場合と不動産の使用窃盗の場合とは、使用自体が不法領得になるのであるから、それは違ふだらうと思うのです。そこで動産についても使用窃盗の概念がいられる場合があるかないか。あるならばどういう場合であるか。すなわち本罪について犯罪が成立しない、ちょうど動産における使用窃盗のような場合があるかないかというのをお尋ねしたい。

○竹内政府委員 その点の解釈につきましては、動産の場合と全く同じように考えております。従いまして、不動

産の使用侵害と申しますか、そういうような場合があり得るわけであります。端的な例を申し上げますならば、労働争議等においてシット・ダウンが行なわれます。これは不法領得の意思などはうかがえないのでありまして、侵害罪にならない。確かに占拠しておるといふ状態がございまして、これは入らない。そういう意味におきましても、窃盗と同じように不法領得の意思が必要だということ、この問題は解決ができるのではないかと、このように考えております。

○大野(幸)委員 その点については私も同感で、そうでなければ、一たび足を踏み込めば占有を開始したのである、犯罪が既遂になったのである、こういうことを言われると、本条は曲げられて適用されていくように思うのです。

それではそれに関連して、境界の境界線をとるために足を踏み入れて占拠した場合、不動産窃盗の未遂罪が成立するのかもしれないか、この点はどうですか。

○竹内政府委員 不法領得の意思を持って他人の土地へ入ってきて、境界になつてゐるところの境界線を除去してしまつた、こういう場合には不動産侵害罪の未遂と、それからもしその境界線を除去したことによって境界が不明になつたという結果が発生してあります。場合によっては、境界毀損罪との二つの罪が成立するわけでありまして、それら二つの罪は、学問上申します想像的競合という関係に立つわけでありまして、

いうことになるのか。

○竹内政府委員 不法領得の意思がなくて、ただ単に境界を不明にするというだけの考で、そういう認識のもとに境界線を除去し、その結果として境界が不明になつてしまつたということになりますれば、それは単に境界毀損罪、二百六十二条の二の罪が成立するだけでございまして。

○大野(幸)委員 それではこの二百六十二条の二の二についてお尋ねしますが、これは目的犯ですか、どうですか。

○竹内政府委員 本条は目的犯ではございせん。

○大野(幸)委員 そうすると、これは結果犯ですか。

○竹内政府委員 いろいろと言ひ方があろうと思いますが、境界を不明にしたという結果の発生がなければならぬという意味においては結果犯とも申していいのでございまして、未遂の規定を置いておりませんが、結果が出なかつた場合には未遂で罰するというわけにはいかない。そのときには単なる二百六十一条の器物損壊罪になるかどうかということ、その場合には親告罪でございまして、告訴がなければ処理できない、こういうことになり

ます。

○大野(幸)委員 そうすると、ここには違法の認識は必要でしょう。この違法の認識は何ですか。

○竹内政府委員 境界を損壊し、それによつて不明になるであらう、境界がわからなくなつてしまふであらうというこの認識が必要であらうと思ひます。

○大野(幸)委員 他人に損害を加える

目的をもつて境界線を損壊云々という外国立法例があるようですが、そういうようにした方がやはり法の体裁上、それから一般の受ける印象上、すなわち他人に損害を加えるということが一つの違法の認識であり、目的である、双方兼ねてそういうようにした方がよいように考えられるが、いかがですか。

○竹内政府委員 ドイツ刑法の文書偽造の章の中に二百六十二条の二に近い規定があるわけでございまして。その中には財産またはその他の権利を害し、または不法な利益を入手し、またはこれを他人に供与するためとあつて、そういう目的でと書いてございせんが、やはり目的の罪と理解していいと思ひます。そういう目的の構成要件になつております場合には、その目的がなければ本罪が成立しないことは明らかでございまして。こうした方がいかどうかという御質疑の点につきましても、私は、私はいくつかの目的の規定にしない方がよいという考えを持っております。その理由は、ドイツ系統の、大陸法の中でも特にドイツ法におきましては目的の罪にしてゐる規定がかなり多いのでございまして、日本もそれをなつて目的の罪にした規定が現行法の中にございまして。しかし、これはたゞいまの刑事訴訟法の実際の運用をにらみ合わせてみますと、刑事訴訟法は英米法的になつてゐる。実体法の刑法がドイツ法でございまして、実務の上において非常にむづかしい問題が現に起こつておるわけでありまして。その理由は、目的の罪というのは主観的要素でございまして。主観的要素を本人に聞かず、客観的に事実によつてこれを

立証するということとはなかなかむづかしいことではございまして、この構成要件を満たすために、捜査官は本人にそういう目的があつたか否かといううことを突き詰めていかなければならぬ。こういう点は非常に捜査のやり方として、新しい実体法におきましては、できるだけ目的の罪を少なくして、その他の点でしぼつていくことを考えるのが相当だと思ひます。

そこで、本条につきましても、野放しに境界を損壊した罪を設けようとしているのではなくて、その損壊した結果、境界が不明になることで初めて罰せられるということ、不明にした行為を罰するということでしぼりをかけてございまして、単なる器物毀棄ではないという意味において、後の方でしぼりがかけてゐるわけであります。こういうふうな御理解願ひたいのであります。そういう意味において、目的の罪にいたしますことは、立法政策上も立法技術上も適當でないというのが私の考えでございまして。

○大野(幸)委員 目的の罪でないといへば、その適用の場合に相当違つてくるのです。たとえば何ら自己の利益ではない、他人にも利益ではない、かねての怨恨があつて、甲地と乙地との紛争を起させておもしろがるというふうなないたずら気分からやつた場合でも、本条が適用されますか。

○竹内政府委員 構成要件といたしましては、目的の罪になつておりませんのですけれども、いたずら半分で行つたようなものを罰せんがために、構成要件として目的の罪をはずしたわけではなくて、実態は今仰せのように多かれ少

なれ他人に損害を加えるとか、あるいは自己が何らかの利益を得るとかいうことが背景になっている犯罪であることは、これは否定できないわけであります。そういうものは全然なくて、いたずら半分にやりましたというような者が本条の対象になるか、条文の上はそういう場合も入りますけれども、実際問題としてそういうものは処分されないのではないかと、私どもの刑法の運用の実務から考えますと、そういうように理解をいたしております。

○大野(幸)委員 あなたのおっしゃるのももともと。私は意地悪く聞いてみたようなものだけれども、しかし背景にはそれがあっても、目的罪でないから、先ほどのような場合でもやはりこの条文にびたり合うわけであります。ですからむしろ目的罪なら目的罪とした方が非常によいかとも考える。あなた方はやっぱりな人でなければ、これは実際は逮捕したり、捜査令状を出したりするのは警察官がやる。従ってこういう刑法というものは警察官を対象にしなければいけない。あとに裁判になってどうかということ、これは裁判所がやることだからいいけれども、日本ではまず第一に犯罪捜査に着手するのは、どちらかといえば法律の解釈については優秀でない警察官がやる。昔江木東さんが書かれた「捜査の裁判」という有名な論文を読んだことがあるが、昔は巡査の初めの法律解釈が最後に裁判所まで通ってしまつて実刑に課せられるというやうな時代であつたのだらうと思う。それでですから、背景には目的が含まれているが、そんなことは捜査の段階、裁判の段階にないとおっしゃったけれども、どう

もここは私は納得できない。それはあなたの気持はわかりましたのでこれによろしうございしますが、それならば、この二百六十二条の二は、境界の真实性を侵害することが法益だと思ふのですが、そうじゃないでしようか。

○竹内政府委員 ただいまの点でございしますが、究極的には真実の境界を保護するということにならうかと思ひます。境界だとされておるその境界を保護して、いこうという考え方でございします。もし真実のものだけに限定をいなしとす、裁判を経ないと、そういう境界というものはほとんどないわけなんです。争ひのあるものはすべて真実のものでないということに一応なります。そこで、ここで保護しようとするのは、境界でございするけれども、その境界というものは、当事者間で、あるいは一般に、その土地の人たちがあそこが境界だとして、ある程度尊重されてきた、そういうものを保護して、いこう、こういう考え方でございします。

○大野(幸)委員 それだと、この条文は実に危険なんです。これは前の速記録を読みますと、田中委員が指摘されているやうであります。一応は認められた境界といふものは、双方とも自信と確信を持って主張している場合が多いので、それを第三者とかあるいは裁判所が確定しようとしてもできない。なぜできないかという、すでに境界を認識することができなくなつてしまつてから、何人もこれは判断ができない。そこまでいきません。私の表現が不十分かも知れませんが、結

果犯として、あるいは目的犯でもよろしいですが、境界を認識することあたわざるに至らしためです。客観的事実には境界の認識ができません。できない場合に、双方の当事者がお互いに確信と自信を持ってやっているので、どうして処罰ができるでしようか。それを処罰するのは酷ではないでしようか。

○竹内政府委員 ちょっと御質疑の点を私に誤解をいたしておるかも知れませんが、もうすでに境界がわからなくなつてしまつておる場合には、そこへ当事者が、自分は確信を持ってここのあたりでくいを打ったとか、あるいは相手方がそれを引っこ抜いたというやうな場合は、本条の適用の外でございします。特に争ひがありますやうな場合には、すでに争ひがある境界標、そういうものには手を触れないでおくということが、第三者が調停をします場合にも、一つのよりどころになります。裁判所が裁判します場合にも、それが一つのよりどころになります。そういうものはたとえ当事者間に争ひがあつたとしても、それはそれなりに保護していかなければならぬというのが、この二百六十二条の二の立法趣旨になるわけでございます。すでに全然境界がないところで勝手に作つたりはしないけれども、それは本条の適用外でございします。

○大野(幸)委員 やはり私の表現がまづいのでしよう。真実の境界はあるのです。そして境界標がある、ところが境界標のあるところは真実かどうかかわらない、この境界の真実性を保護するといふ意味ならば、その境界の真実性がわからなくなつてしまつたとき

に、初めてこれが適用になるのだから、真実性はあくまでも発見できなくなるでしようと言ふんです。前の質問に戻つたかも知れませんが。

○竹内政府委員 ただいま御質疑のありましたその境界標が真実のものであるかどうか、争ひがある。真実という意味は、境界が真実であるかどうか、前からある境界標であるかどうかに争ひがあるために、境界そのものも真実であるかどうかかわらない、争ひがある。こういう場合には、これは民事裁判によつてきめてもらはうほかないわけであります。それにしましては、裁判が確定して、真実の境界というものが決定しますまでの間は、それはそれなりに保護していかなければならぬといふのが、この規定の趣旨になるというふうに思ひます。

○大野(幸)委員 こうなると、むしろ「境界ヲ認識スルコト能ハザシメル目的ヲ以テ境界標ヲ損壊、移動若クハ除去シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ」云々と書いたらどうでしようか。そうするとどこかに差しかえが起きるのです。その方が簡単でいいのですが、あとへ持つてきたのは、何か考え方があらんじやないですか。

○竹内政府委員 確かにそういう意見も、実は法制審議会でも議論されたところでございますが、先ほど目的罪について私が申し上げましたように、やはり目的罪にすることによつて主観的要素という問題が一つ起こつて参ります。と、そういう目的さえあれば、現実に境界が不明になつていなくとも、重い刑で処罰されるという結果にもなるわけであります。しかし私が申しま

したように、できるだけ客観的事実できめていこうという考え方をとりますと、その意図があるなしにかかわらず、結果において不明にしたというその行為をとらえて罰するという方が、今の何でも犯人にものを聞いて、犯人の供述いかんによつて犯罪が成立するとかしないとかいふたような主観的要素に重きを置いて第三者として判断できるやうな犯罪類型にした方が、戦後の一般刑事罰の規定の仕方として適当だといふことになりまして、原案のやうなことに落ちつきたいきさつもあるわけでございます。適用範囲において若干、目的罪にいたしますと、境界標だけを損壊したり除去したりということ――まあ規定の仕方ではございするけれども、もし境界標だけについて規定せざるを得ないということになります。境界標だけではなく、境界標ではないけれども、その他の方法で不明にするという行為が一つある。そういう意味からいろいろ考えますと、原案の方がその点はよろしいんじゃないかというふうに思ひます。

○大野(幸)委員 これは捜査の方法としては、客観的事実と客観的結果において、客観的事実と客観的結果において、しかし刑法によつて処罰するといふ点から見れば、主観説もおそろかにすることはできないと思ふのです。そこで、それは双方折衷する方がよいと思ふのですが、そうなるかと思ふと、処罰は簡単にできるか、それならば刑罰も五年以下というのは重いように考える。私たちはこれを三年に修正しよう

かと考えておるのですが、この際政府の御意見も一応聞いておきます。

○竹内政府委員 前の条文の二百六十一条は、三年以下の懲役となつておりまして、これは器物そのものを損壊した場合でございます。今回の場合は、先ほど来申し上げますように、器物そのものの、つまり境界標そのものの効用を滅失させるという行為がなされて、それを通じて境界そのものを不明にする行為になるわけなのであります。事柄は、親告罪もはつきりしておりますように、法益は、単なる私的なものではなくて、半ば公的なものになつてくるというところを先ほど申し上げたわけですが、そういうふうな法益も二百六十一条に比べて、重大な法益になつておるといふこと、それから第四十章の規定をずっと見て参りまして、体系的に見ますと、これは今御指摘のよう三年以下といふふうになりますと、二百六十一条との均衡がとれなくなつてくるというところ、刑法全体の体系的地位から考えますと、やはり五年といふのが私どもとしては相当だ、これはもう法制審議会でもほとんど一人の異論もなく認められたところでございまして、法律家の間においてはいささかも疑念を抱かなかつた点でございまして、これを申し上げておきます。

○大野(幸)委員 その答弁のうちに、法制審議会においていろいろ異論があつたがというならば、私もかつてその方の答弁をとる。だれも異論がなかつたところ、むしろ私は不安を感じる。

そこで公益か私益かということですが、私益の点で、先ほど親告罪の場合に私益、それからこれは親告罪でない

とするならば、公益だから親告罪じゃないという考えも一つ出てくる。そういう意味で先ほど、これからでもですが、だれか一人か二人くらい異論が出るのがあると思う。十五人の裁判官満場一致で打ち出す最高裁判所の裁判がはたして真にいいものかどうか、昔ギリシャの裁判では、満場一致の裁判は許さなかつた、そういうことを聞いております。だからその点では一つもう一度研究してもらいたいと思ひます。

それから私は、裁判官の優秀は信じていますので、それはそれでしようが、ほんとうに十年未満の懲役といつて、これが全国津々浦々の簡易裁判所の判事から最高裁判所の判事まで、とにかく独立して判決が下されるので、初め実際は戸惑ひはしませんが、盗罪の場合と違つて、新しくできた不動産の盗竊、境界標損壊についての五年といふことについて、個々の案件については刑の量定でまず第一、検事がどのくらいのものをやろうかといつても判例も前例もないのです。それで、戸惑ひ、とつてはな裁判をする、それがまた先例になる、こういうふうなことになつてはしなかつたかと思ひます。どう考えましても、とにかく一応なるべく刑を安くしておいて、どうした改正するなり、あるいはそれ以上の刑に達する場合に、多くは他の犯罪と競合したり、併合したり、牽連したりするのですから、この不動産の盗竊について初めから十年といふのは、私は重きに失するうらみがあるといふことをここで申し上げておき、また質問は他の機会に譲りまして、きょうはこれ

で終わらしていただきます。

○瀬戸山委員 次に、阿部五郎君。

○阿部委員 この不動産侵害罪につきまして、大臣に一つだけ聞きたいのであります。これが近ごろ大阪などであり、市街地などで他人の土地を占拠して、建物や家を建てたりなどして、それを売り払つた、しかもそれが数人共謀して行なわれておるといふことを聞いておるのではありませんか、それらに対しては何かの痛痒を加えて、これを抑制しなかつたならば、われわれの正義感も満足できないのは、ほんとうに立案の政府側、御提案になつた政府側と意見は同じなんですか。しかしながら、反面、そうでなくして、何しろ人間といふものは地上に生活するほかはないのであります。それが土地所有権も賃借権も持つておらないという者が幾らでもある。ことに私たちが選挙などいふゆる未解放部落という地帯を訪問いたしますと、それらの家が多くの河川敷にあつたり、河川の付近のやぶの中にあつたり、あるいは人の土地と土地との間の境目のどちらの方からも使用にたえない部分があるものであります。そういうところを選んで家を建てておたり、あるいは神社の境内などに家を建てたり、こういう者が多々あるものであります。そういうことがなせ起つてくるかを想像いたしてみますと、それらの人々は、差別感情の強い地帯においては、かりに金があつても土地を買ふことができない、いわんや土地を賃借したいともしない、貸す者はない、こういうところから、やむを得ずそういう比較的抵抗の少ない間隙をねらつて、そこで生活を営んでお

る、こういうことが行なわれてきたのであらうと思ふのであります。そうして、もしそれらのところでもあくまで追及して、他人の土地であるからといふので占拠させないといふことになりましてならば、その人たちの生存を否定するのでありますから、これは窮して乱をなすのは人情のやむを得ないところだと思ふ。むしろその方が世の中の平穏を害したであらうと思ふのであります。そこで管理の比較的ゆるやかな神社の境内地とかお寺の境内地とか、あるいはあまり使用してない公有地とか河川敷のごときもの、そういうところで居住することが従来許されてきたといふことは、世の中にこれだけのゆとりがあつたのであつて、これをやめてしまふといふことは、かつてこれは世の中の平穏をそこなう法律になるのではなからうかといふ心配があるのであります。これについて、刑事局長の御答弁を聞いておりますと、この不動産侵害という行為の類型には大体三つある。一つは、今私が申し上げたような居住のため、生存のためにやむを得ず他人の土地を、不動産を侵害するといふ形、もう一つは、賃借あるいはその不動産を使用する正当な権限があつたが、何らかの意味でその権限が消滅した後に依然として占拠を続けるという形、いま一つは、最初に申し上げた他人の不動産を侵害して自己の利益をはかる市街地の侵害のごときもの、こう大体三つあるといふのであります。もし今回のこの不動産侵害罪というものが、その最後にあげました市街地などの他人の不動産を侵害するといふ行為を犯罪対象として、犯罪行為としてこれに制肘を加えようと

いうものでありますならば、私たちが大賛成なのであります。しかしながらこの法文によりまして、その三つともをみな包括しておるのであります。そこに私たちが不安を抱かざるを得ない理由があるのであります。これについて大臣はいかに考えになつておられますか。

○井野国務大臣 ただいま阿部委員の御質問の通り、第三の場合が一番この法案のねらいでございましてけれども、いやしくも占有権なり所有権を持つておる土地に、それが境内敷地であらうとあるいは他人の敷地であらうと、そこへいふゆる侵害の意思をもって入つてくるといふことになりますれば、やはりこれは動産の盗竊と同じような観念で罰すべきが、法益を守る上においてとるべき立場であらう、こうわれわれは感ずるのであります。そこで今お話しのような、いろいろな部落の居住の問題でありますとかあるいは庶民の住宅の問題につきましては、これは社会政策上の見地から政治的に解決すべき問題であつて、刑法自体で解決すべき問題ではないと私は思ふのであります。いやしくも刑法という法益を守る一般法におきましては、すべて犯罪がある場合には同じく罰するといふことが適当である、甲、乙の事情によつてそれを——もちろん刑の量刑とかあるいは検挙の手心では違ひますけれども、法自体においてはそういう区別を設けるべき筋合いのものではない。これは刑法が一般刑法でありますから、そういう観念を私は申し上げる次第であります。

○阿部委員 大臣の今の答へによりまして、この法律はもっぱらその運用

の手心によって適正なる結果を期待するはかたはないうことに、結論としてなるであらうと思ひます。これが法律の施行の上において一番弊害の多いものではないかと私は思ふのであります。私は戦時中のある統制経済時代に思い出すのでありますが、あの当時に公定価格というものをきめておりましたが、それらがほとんど原材料の価格の上から、それも表面上きめられておる価格じゃなくて、実際に手に入られる価格の上から考えましたならば、絶対に不可能な公定価格をきめておったわけでありました。それをみんな検査するとしまたならば、経済は麻痺されてしまふのであります。そこであの当時実際に経済が運用されたのは警察官の手心によつてであつて、それによつてようやく運用ができた、こういう形でありました。そうするとここに大きな弊害が起つてきたのは、警察官の手心でありますから、これに氣に入らない何か別の行為がありましたならば、それがたちまち有罪として最後まで裁判所の判決を受けるを得ないといふことになるのであります。そのためにあの統制というものが世間の信用を失つたことは、それはもう想像以上であります。全く、常はそれくらいに価格はやむを得ないとして、手心によつて認められておるものが、一たびごきげんをそこなうと、それがたちまち犯罪になるのであります。今度のこういう法律も、もし刑事局長の言われる第三の類型を処罰の対象とするのでありますならば、それはもとよりけつこうであつて、よろしい。が、これは第一の類型までも加えるといふことになりまふと、私は法律の形の上から

らでも、これは非常に大きな矛盾を持つてのではないかと思ふのであります。そこで大臣にお尋ねいたしますが、日本の国民の中に、不動産の所有権土地と申しますか、土地の所有権も賃借権もその他の用益権も何も持たない国民は相当多数あるといふことを、これは大臣も認めざるを得ないだらうと思ひます。そうしてそれらの人々が何かの意味で生存していこうとすれば、どこかの土地の上に足を踏まえ、そこに住居しなければならぬ。そうすると、所有権も賃借権もその他の用益権も持たない国民は、これはずいぶん多いと思ひますが、それらの人々は最初からこの法律ができたことによつて犯罪性を持つておる人間だ、国民だ、こういうことになると思ひますが、この点いかがでございますか。

○井野國務大臣 所有権なりあるいは占有権を持たない国民の多いことは、これはもうお説の通りであります。それに対しては、政府としましては住宅政策でアパートを作つたり、その他のいろいろの施設をして、それらの人の居住をはかつておるわけでありまふ。ですからそういう人が直ちにこの犯罪を持つて、いわゆる侵害罪の犯意を持つて、いふ認定は、これは非常な酷な認定で、それらの人でも他人の所有権を侵害する意思がはつきりした場合に罰する、こういうことでございませうか、その点は誤解のないようにお願ひ申し上げたいと思ひます。

○阿部委員 それでは大臣に伺ひますが、この所有権も占有権も何も持たない者がたくさんあるのは認められる。そしてその人たちが生存するために、どこかの土地を占拠しなければ生

存できない、これも当然の話でありまふ。それでは、日本国内にだれの所有権にも属しない土地があるのございませうか。大臣は今、住宅政策その他によつて政府がそういう人には措置をすると言われるが、實際上完全にそれができておると断言することができましようか。この二点、お答えをいただきたいと思ひます。

○井野國務大臣 政府としましては、そういう人々のためにいわゆる居住を与えることが必要だといふことで、住宅政策をやつておるわけでありまふ。年次を分けてやつておりますから、現在すぐ全部の人が満足しているとは思ひません。しかし現在そうでない人が、それじゃ他人の不動産を侵害してそこに家を建てておるかといふと、そういうことが非常に違法にあるから罰するのでありまして、現在においてはそのういふ過渡的な時代でもありまふので、政府としてもそういうことのないように、急に住宅政策を進めておるわけでありまふ。

○阿部委員 犯意を抱いておると認めることはできぬとおっしゃいますが、どこにも足を踏まえるべき土地がなく、そしてその人たちは生存しなければならぬとすれば、これはどこかの土地を占拠せざるを得ないのでありまふが、その人たちは政府の住宅政策が完備するまでの間、それではどの土地を踏めばいいのでありませうか。日本にそういう他人の所有その他他人の権利に属しない土地で、そういう困つた人が占拠のできる土地が残つておるのではありませんか。

あるか私もはつきりわかりませぬが、ほとんどないのではなからうかと思つております。しかし、その住宅政策に乗らない人たちが居住に困つておるかといへば、もちろん十分な居住はしておりませんが、あるいはアパートに住まつたり、他人のうちに居そうらうしたり、今日においてはそういう状態においてみんなが満足しているのではありません、一般の状態から見れば他人の土地まで侵害して住まなければならぬという状態ではないと私もでは考へおります。

○阿部委員 それは大臣あまり甘い御認識じゃないかと思ひます。それでは現在まで歴史的に河川敷とかその他で小さい家を建てて暮らしてきた人がたくさんある、今までたくさんあつたといふことは、将来もそういう人が出てこざるを得ないといふ事実の存在を思はせるといふことは認めざるを得ないと思ひます。その場合、その人たちはみんな犯罪になる。こういう法律を今回作るわけなんでありまふから、そういうことをなからしめるのが政治ではありませぬかとこの間刑事局長が言うのでありますが、それが政治であるとすれば、それでは大臣は政府としてそれに対応すべき、たとえば言葉が適當であるかどうか知りませぬけれども、住居保障法とかなんといふような法律でもお作りになつて、国民である限りは最低の住居は政府が権利として保障するといふようなこともなさるお考えがあつて、それがこの法律の反面として作られるのであり、それに対して政府が相当の予算をさきながら、というお考えであるのでありまふと承らば、大臣のお答えもごもっともと承

るはかたはありませぬけれども、今のところは国民にはそういう権利は認められておらないで、住居のない者がどこかの土地に足をおろすとそれは犯罪になるといふことは、これは国民の相当多数がやむを得ずすることを犯罪とする、そういう法律になるのではなからうかと思ひますが、いかがでございますか。

○井野國務大臣 阿部委員は片方から私をお責めになつておりますが、また所有権なり占有権というものの権利保全の点からもお考えいただくかなければならぬと思ひます。今日では憲法であるいはそれに基づく法律で、国民の所有権なり占有権というものが保護されております。これを侵害された場合に、それを守つてやらなければならぬのは法の建前でありまふから、今までは法の建前において動産といふものにしか保護はなかつた、そのために、不動産についてせつかく権利を持ちながら、侵害されておるといふ事実に対して法的措置がなかつたので、今回それを法的措置によつて解決しようといふのがこの改正案の趣旨でございませうから、片方の住む人のことばかり考へて、それがどんな犯罪行為をしても、他人の土地をどんなに取つても、生活さへ苦しければかまわないといふのは、法秩序の維持はできない。法治国家である以上、一方において保護される以上は、所有者に対しては保護していかねばならぬ、こう私は考へます。

○阿部委員 大臣は私の最初に申し上げたことを忘れておられるようでありまふ。私は土地所有権その他の不動産に関する権利を保護することには、決

して大臣に譲るものではないと思つております。そこで最初に申し上げました通りに、刑事局長のいわゆる三つの類型のうちで、ほんとうにそれらを侵奪する者に対してそれを制圧せんとするところの立法をどうして考えなかつたかということが私の疑問であります。それにもかかわらず、何もかも一緒くたに犯罪としてしまふ今回の立法をなさうとする。そしてそれが行為の形が同じことであれば、侵奪である限り当然のことだと大臣はおっしゃる。おのずからそこには、行為の類型として局長があげられる以上は、差別はあるのでありますから、その処罰の対象として異なる者を処罰するようにどうして立法なさうとしないのでありますか、この点を聞きたいのであります。

○井野國務大臣 阿部委員のお考えですと、行政罰でありますればそういうお考えもできると思ひます。特に社会的にこういうことを守りたいという点についての行き方はありますが、刑法となりますと、その侵した者の地位がどういふ地位にあるとも、いやすくも犯意を持って法益を害したという場合には、すべて刑法は一般に罰を受けています。刑法では、刑法の適用を受けます者はその者の地位いかん、それはどんなかわいそうないろいろな事情がありまして、それは罰せられる規定になつておるのでありますから、今回は不動産も動産と同じように、いわゆる侵奪の目的にしようということ規定をいたしたのでありますから、第一段、第二段、第三段とおあげになりましたその階級によりまして、侵奪する者の地位によりまして区別するわけには参らない、こういうことを申し上げておるのであります。

○阿部委員 侵奪する者の地位によつてというものは、もちろん法律は国民に平等でなければならぬのは申すまでもありません。しかしながら、その犯罪の類型において、行為の類型において区別がつくのでありますから、その最も悪い類型に対してこれを犯罪とするという立法ができないはずはありませぬ。何も国民に区別をつけて、法の前には平等であるべき国民を差別しようとするのではないのであります。行為の類型は区別ができるのでありますから、その類型によつて差別をつけて、ほんとうに処罰をなすべき行為に対してのみこれを処罰すべき立法をしなればならぬというのであります。

○猪俣委員 今の質問に関連して。阿部君の提出した問題は、刑法理論としても、あるいはまた法律の理論としても非常に深刻な問題なんです。それはわれわれが自然法的に享有しております生存権と所有権というものが対立した場合、どういふように処置すべきかという問題に入つてきているわけなんです。今阿部君も言われたように、第二、第三の類型については異存がないのでありますけれども、第一の類型、すなわち生存権的な要素を多分に持つておるこの所有権との衝突事件について、国家なり法がどうこれを処置するか。今までは決して法が処置しなかつたわけではない。民事事件では明け渡し請求ができたわけなんです。不当占拠として裁判ができた。それで必ず憲法の保障する所有権に基づく救済方法はあったわけなんです。しかしこれは民事的

救済方法、生きる者と法の保護との間にある程度の調和があつたと思うのです。民事裁判は直ちに監獄にぶち込むようなことはいたしません。生存権者もそこにまた解決の道ができてくるというふうに、国の方針として決して所有権を侵害された者を保護していかないわけではない、保護はしたが民事的に保護してきた。直ちに犯罪ということになりまして、そこに生存権との衝突が起つてくるというものが、法理論的に言いますならば、阿部君の心配しておるところだと思ふのであります。今までも法の保護はあつたわけなんです。それを直ちに生存権までも刑罰の対象として、やむを得ずそこに住む人間を犯罪者とするということが、一体国の全体の法の建前から、あるいは刑法理論の建前から妥当であるかどうか。

いま一点、かような今阿部君の指摘しましたような、まことに住むに家なかつたという言葉がありますが、やむを得ず人の使われないようなところに、ささやかなるいおりを結んだという者も、侵奪者として刑法の被告とするということが妥当なりとするならば、これは刑法理論として期待可能性の理論が適用になつておる。さういふものをお目こぼしになるということもありまして、うが、何かさういふ期待可能性の理論を、学理論なりあるいは裁判官の判決の根拠だけではない、この法文の中に期待可能性の理論を取り入れたやうな条文ができなかつたものであろうかというものが、われわれの偽らざる心情です。これは法律技術としてなかなかめんどろだと思ふのです。私もめんどろだと思ふのです。私どもも考えましたけれども、なかなかめんどろでございまして、その点は政府にも御同

情申し上げますが、有能な方々が多数おそろひになつておるのだから、その点について、何か特別の法技術的なことができなかったらうか。何としてそこにいおりを結ぶ以外に彼が生きていけないという場合において、なおこれを犯罪者だとするということとは、刑法の理論からしても、無理なところがあるのでございまして。ただ、今申しましたように、さういふ刑法の期待可能性の理論などというものは、高尚な裁判官ならばおわかりであらうけれども、下っぱの警察官などというものは、そんなことを考えずに、どんなことが起りますと、いわゆるわれわれの生存権そのものが、国家から否定せられたやうな惨状を呈するのではなからうかという心配があるわけなんです。法の運用について、皆さんは一体どういふ点をお聞きしたいのです。

○井野國務大臣 刑法の理論につきましては、刑事局長からまた詳しくお答え申し上げますが、結局生活権と法益との衝突という問題は、不動産ばかりでなく、動産にも私はあると思ふので、たとえばその日の飯が食えない、食うに米がない、米を食わなければ死ぬという者が、かりに米をどろぼうしなつたときでも、これは刑法理論からいって犯罪になるわけでありまして、すなわち生活権と刑法理論の矛盾性といふものは、あらゆる事案について多少のさういふ問題はあるのです。そこはまた裁判官なり検察官の手心で適当に、運用していくというよりは、今の刑法の理論からいけばないと思ふのです。これは不動産につきましても同

じ考えでありますので、期待可能性の理論も、この立法にあたりましては、十分に研究はいたしましたけれども、今日まで、すなわち動産、不動産といふものについての窃盗罪としてこれを罰することが、一番刑法理論としては適当であるところから、この立法を見た次第でありまして、なお詳細は刑事局長からお答え申し上げます。○竹内政府委員 幾つかの御質問の中で、個条的にお答えを申し上げていきますと、すでに困つた人たちが占拠しておりますこの状態を、この法律によつて犯罪視するということがないわけなんです。これはたびたび申し上げておる通りです。

それから、この種の真に住むに家なく、あしたにも困るといったやうな非常に窮乏した状態において、かりに本法施行後に、さういふ不法占拠が行なわれたという場合に、これが犯罪になるかどうかという一般論につきましては、先ほど大臣からお答え申し上げた通りでございますが、個々の事件につきましては、そのやうな占拠者は、自分のものにしてしまつたという考えがなくて、いわゆる使用者窃盗的な、使用侵奪的な行為になる場合が相当あるのではないかと。そうなれば、もちろん構成要件の不法領得の意思のない場合がございまして、犯罪にならない場合がある。また、かりに不法領得の意思は認められるといたしまして、違法性の阻却される場合も相当あるわけなんです。ことに、今猪俣委員からも仰せがりましたように、期待可能性というやうな理論も、学者の間には強く主張されておりますし、下級審の判決に

おそれるものではないと思つております。そこで最初に申し上げました通りに、刑事局長のいわゆる三つの類型のうちで、ほんとうにそれらを侵奪する者に対してそれを制圧せんとするところの立法をどうして考えなかつたかということが私の疑問であります。それにもかかわらず、何もかも一緒くたに犯罪としてしまふ今回の立法をなさうとする。そしてそれが行為の形が同じことであれば、侵奪である限り当然のことだと大臣はおっしゃる。おのずからそこには、行為の類型として局長があげられる以上は、差別はあるのでありますから、その処罰の対象として異なる者を処罰するようにどうして立法なさうとしないのでありますか、この点を聞きたいのであります。

○井野國務大臣 阿部委員のお考えですと、行政罰でありますればそういうお考えもできると思ひます。特に社会的にこういうことを守りたいという点についての行き方はありますが、刑法となりますと、その侵した者の地位がどういふ地位にあるとも、いやすくも犯意を持って法益を害したという場合には、すべて刑法は一般に罰を受けています。刑法では、刑法の適用を受けます者はその者の地位いかん、それはどんなかわいそうないろいろな事情がありまして、それは罰せられる規定になつておるのでありますから、今回は不動産も動産と同じように、いわゆる侵奪の目的にしようということ規定をいたしたのでありますから、第一段、第二段、第三段とおあげになりましたその階級によりまして、侵奪する者の地位によりまして区別するわけには参らない、こういうことを申し上げておるのであります。

○阿部委員 侵奪する者の地位によつてというものは、もちろん法律は国民に平等でなければならぬのは申すまでもありません。しかしながら、その犯罪の類型において、行為の類型において区別がつくのでありますから、その最も悪い類型に対してこれを犯罪とするという立法ができないはずはありませぬ。何も国民に区別をつけて、法の前には平等であるべき国民を差別しようとするのではないのであります。行為の類型は区別ができるのでありますから、その類型によつて差別をつけて、ほんとうに処罰をなすべき行為に対してのみこれを処罰すべき立法をしなればならぬというのであります。

○猪俣委員 今の質問に関連して。阿部君の提出した問題は、刑法理論としても、あるいはまた法律の理論としても非常に深刻な問題なんです。それはわれわれが自然法的に享有しております生存権と所有権というものが対立した場合、どういふように処置すべきかという問題に入つてきているわけなんです。今阿部君も言われたように、第二、第三の類型については異存がないのでありますけれども、第一の類型、すなわち生存権的な要素を多分に持つておるこの所有権との衝突事件について、国家なり法がどうこれを処置するか。今までは決して法が処置しなかつたわけではない。民事事件では明け渡し請求ができた。それで必ず憲法の保障する所有権に基づく救済方法はあったわけなんです。しかしこれは民事的

は、その期待可能性の理論をとった判決もあるわけですが、この問題は、今も大臣申されたように、動産についても、その他の犯罪についても、生活権との衝突という問題は随所にあるわけなんです。猪俣委員から、こういう問題は何か工夫がなかったかというお言葉でございますが、これは当該条文に不動産侵害について、そのような特殊な違法性阻却の事由を掲げるということは適当でございませんで、むしろ刑法総則の中に、この種の違法性阻却の事由としてあげていくというのが適当であるわけでありまして。私どもが、今刑法改正準備会等で議論をいたしております刑法の総則のところでは、この問題を論議して考えているので、将来そういう総則が全般的に各本条にかぶってくるということになれば、具体的取り扱いが、単なる警察官の考え次第というのではなくて、法律的にも筋の通ったこととして、阻却されるべき違法性は、総則の規定によって阻却されるというようにすることによって、運用上支障のないようになるというふうに考えておるのでございます。

○阿部委員 今局長の言われた不法領得の意思とか、違法性の阻却とか、緊急避難とか、あるいは学説上の問題とかいうようなものを、法の執行に当たるところの調査まで知っておれば問題はないのであります。しかしながら、実際執行に当たるのは警察官でありまして、それにそんなことの理解を求めることのできないことは、言うまでもないと思います。そこには問題があると思うのでありますが、これはまたあとで猪俣委員からお聞きするだろうと思っております。それはさておきまして、御答弁をいただいたのは、今大臣が言われた動産に關しても、生活の必要上どうしても要する場合があるということでありましたが、動産の場合については、すでに戦後は生活保護法という法律もできて、最低の生活を保障すると、曲がりなりにも措置ができております。しかし地面というものは、これは人間に絶対必要なものであります。これについては、住居保障法というように、これを保障する施策はまだないようでありまして。なるほど住宅政策には努力されておるでありまして、それが国民の住居を求める権利として認められておらないことは、申すまでもありません。大臣は、この法律の反面として、国民にそういう居住の権利をも認めるようなことをお考えになっておりますかどうか、それが一点であります。

それからもう一つは、これは局長からお答え願うほかにないと思っておりますが、この犯罪の類型として三つ上げられたのであります。この類型の一つをとって、法律の対象とするような立法はお考えにならなかったのか、あるいは、一番処罰したいのはこの中の一つであると言っておられます。そうすれば、それを処罰するような法律はできなかつたのであります。この二点だけお伺いいたします。

○井野國務大臣 第一点は私から申し上げ、第二点は局長からお答え申し上げます。

もちろん国民の居住権というものを憲法でも保障しておるのでございますから、国民が居住するといふ権利は持つております。しかし憲法で、国民は、だれでも土地を持たしてやるという権利は、何も認めておりません。ですから、住む手段として他人の家に寄宿する場合もございまして、また自分がアパートを借りて住む場合もございまして、これが今日の住宅の現状でございます。動産について、生活の最低保障があるからというお話でございますけれども、生活の最低保障でも、なお食えない人が今でもある状態でございますから、動産と不動産とは、そういう点において何ら法的觀念においては差異がないと思っております。しかし社会政策としては、今後政府としても住宅政策を徹底して、できるだけそういう人を少なくすることは当然であります。これは政治問題であります。どうぞ刑法問題と政治問題をを区別してお考え願いたいと思っております。

○阿部委員 そうすると、動産に關しては、それは生活保護法によって最低生活の保護を、国家に対して求める権利を与えておられることは大臣御存じと思っております。ところが、それだけでは人間は生きていけないのでありますから、住居を求める権利——私は土地の所有権を求める権利を与えろ、こう言うておるのじゃないのであります。とにかく住居を求める権利を国民に認める、こういうお考えはございせんか。

○井野國務大臣 先ほどもお答え申し上げましたように、憲法では居住権は認めておりますけれども、土地を所有させるといふ権利は、何も憲法は保障しておりません。ですから、そういう土地を所有する権利というものを、一般国民が権利として国に要求するといふことは、これはでき得ないと思っております。

○阿部委員 どうも大臣は誤解しておられるのであります。その人の住む場所を制限してはいかぬということでありまして、その居住権に基づいて家を建ててやったり、土地を求めてやらなければならぬという権利まで憲法は保障していないと私は解釈しております。ですから、国民の居住について、実際の住居を作ってやるということは政治として考慮すべきものである、権利として考えるべきものじゃない、こう理解しております。

○阿部委員 どうも大臣誤解しておられるのであります。それは動産の場合でありまして、これも当然法律の問題ではないのであって、政治上の問題である。政治上の問題として国民に最低生活の国に求める権利を生活保護法で与えておる。あれは決して国の恩恵ではあります。国民に与えられたる権利であります。それと同じように住居を求める権利を認めるという必要があると思ふか思わないか。こういうことなんです。

○井野國務大臣 憲法におきまして国民の生活を保障しております。それは必ずしも住宅の保障をしているとは私は理解していないのであります。現在いろいろの住宅についてのいき方としては、公営住宅法でありますとか、そういう法律である程度保護しておりますけれども、これは国民が住宅を持つという権利に基づいてやっているので、国家が国民に住宅を持たせることが適当であるという政策から、そういう法律によって保護しているものと私は理解しております。

○阿部委員 どうも話が平行線をたどるようでありまして、私はこれで切っておきまして、刑事局長に先ほどの御答弁をお願いいたします。

○竹内政府委員 先ほど不法占拠の現象を三つの種類に分類してお答え申し上げたわけでございます。それで第三の類型に属する現象を取り締まりたいんだ、それがこの立法の趣旨だということをお申し上げました。そういうふうなことをするためにどういう措置をとったかということが御質疑の内容であります。先ほど外国の立法例なども御質疑の中に出て参りましたが、外国では不法侵入、トレスパスといったような侵入行為を罰するとか、あるいは妨害行為を罰するとか、いろいろなる形で犯罪を取り上げております。それに引きまして、今回の原案におきましては、そういういろいろな種類の不法占拠がございまして、その中で窃盗と同じような種類の不法侵害というものをだけにしぼりまして類型を認めたわけでありまして、それによりまして、繰り返して申し上げますように、不法領得の意思がなければならぬ。それから新た

に積極的な行為に出たものでなければならぬ。あるいは不動産に対する他人の占有を排除していかねばならぬ。それから第四にはこれを自分の支配の中に移すという行為がなければいかぬ。こういったような条件にしなければならない。そういたしますと、先ほど申し上げた第一の類型のものは不法領得という点で非常に犯意が薄くなってくる。おそらくないという場合も多々あると思います。それから第二の類型の賃借権の切れたというのは、新たに積極的な行為を出していないわけなので、そういうものははずれてしまふ。そうしますと、第三に私どもがねらっておりますような、悪質な不法占拠だけが、不法侵奪という類型の構成要件にいたしますと、そういうものにしぼられて、対象がかなりクローズアップされてくる。こういうふうに考えまして、不動産の不法侵奪という犯罪類型でこの問題に対処していく、これが私どもが先ほど申し上げました趣旨を実現しますために、類型を特にこういう形をとったというふうに御了解をお願いいたします。

○阿部委員 局長のおっしゃる第一の類型は犯意が薄くなるおっしゃるが、薄いか濃いかの認定などというものは、これは局長にして初めてできることであって、少なくとも法律家にしめて初めてできることであって、それを警察官に要求することは困難であることは言うまでもありません。そこで、この点において私は大きな不満があるのであります。それが構成要件に該当しないという立法はできないか、それができれば問題はないわけですか。それができないかというのが私の質問であります。

○竹内政府委員 第一の類型に属するものの中にも、非常にせんじ詰めていけば、いる場所がないからそこに入り込んだというところにもなりましようけれども、その手段方法として、みんなをけしかけてやるとかいろいろ犯罪動機があるかと思ひます。中にはこの法律の適用を見なければならぬ場合もあるかと思ひますけれども、今生活権と密接に結びついて、いわゆる緊急避難的に見られるような行為につきましても、これは緊急避難となる。それから不法領得の意思がないと認められるものもあるのであります。これらは警察官がわかぬであらうということでございます。それ以外の、これは窃盗罪にございまして、これは緊急避難にございまして、これは正当防衛とかいふ違法阻却の事由、それから犯意があるとかないとかいふことは、これはもう犯罪を手がけております者はよく熟知しております。それから、それから民事と刑事と交錯しておるようなこの種の犯罪につきましても、確かに民事の救済も必要でございます。そういう方面の救済もつけていかなければならぬと思ひますが、警察官だからこういう点は何でも無視してかかるといふようには私ども考えておらぬのであります。警察官の法律素養というものの近時ずつとよくなつておりました。先生の御心配になるような点はなからうかと私は存じております。

○阿部委員 どうもこの点は釈然といたしませんけれども、その点も押し問答しても仕方がありませんから、別に一点だけ、局長の言う第二の類型についてお尋ねをしておきたいと思ひます。それは、賃借その他何らかの権限があつて、それがその後なくなつた場合に占拠を続ける、こういう場合には普通の場合には犯罪にならない、構成要件を満たさない、これは当然であります。そのために強制執行を受けて実際上は依然として占有を続けてはいるが、形式上一応債務者の占有を解き、これを債権者の占有に移した、こういうようなことをやるのです。これは実際やつておることです。御存じでありますが、しかし実際上占有は続けておる、支配は続けておる、こんな場合があるわけでありまして、そういう場合にはどういふふうにはこれは御解釈なさるのであります。

○竹内政府委員 ただいまのような場合には、本罪の適用を見ない、消極的に私どもは解しております。強制執行の場合に適用を見ますのは、強制執行の結果、家屋について申しますが、家屋の明け渡しをしてしまつて、完全に賃借人の占有から事実上離れてしまふ。しかるにその後また入つてきておる、家財道具も運び入れ、だんだん人数もふえてきて、結局居つてしまつた、こういうことになりましたと侵奪といたうことになりましたが、今仰せのように、ただ単に事実上入るんだけれども、法律上占有を移したという形のとときには、新たな積極的な行為がそこに現れないわけでございます。それから、構成要件に該当しないのであります。

○阿部委員 家屋の場合にはやや明白であります。それが農地の場合にはどういふ問題があるものであります。債務者の占有を解いてこれを債権者の占有に移す、こう宣言をしておる。しかし占有を移したというところで、実際上形の上においては何らの肩がわりもないのであります。そういう場合に、これを犯罪構成要件を満たさないもの、こう解釈していいわけでありませうか。もしそうなつてくると、これは強制執行というのはまた意味がなくなつてしまふという反面もあるものであります。まことにこれは疑問を感じておると思ひます。御存じでありますが、いかうに解釈なさいますか。

○竹内政府委員 土地の場合につきましても、今御提示の例でございます。消極的に解釈するはかないわけでありまして、ただし、この土地につきましても、占有を移しました結果として、有刺鉄線をめぐらして、以後入ることはできぬといふふうにはつきりとして立ち入り禁止の措置をとるような場合には、その有刺鉄線をはずして、あるいは破壊して中へ入つてきて、今度はまた前のように居すわつてしまふ。その居すわつてしまつて、完全に事実上の占有を取得してしまつた、こういうことになりましたれば、それは侵奪罪になると思ひますけれども、そのまゝの状態で特段のことでもなければ、権利の上だけで占有を取得したというだけでありまして、事実上として何ら変わりがないわけでありまして、それをもちつて侵奪罪といふわけには参らないと思ひます。

○阿部委員 これは局長、逆に考えておられるのはありませんか。農地なんかの場合には、明け渡し請求する場合に、大てい仮処分なんかもついておるものであります。そういう場合に、あるいはかきめぐるして入つたらいかな、こういうふうな場合、それを侵して入ればむろん公務執行妨害になるものであります。罪はもつと重い。ところがそれが判決確定して、強制執行というふうなことになる。逆に今までの仮処分などは解いてしまつて、そうして債権者の占有に移した、こう言葉の上、文書の上だけでそういうことになるのであります。そうすると、今度債務者の場合、それが耕作しておる場合には、耕作物などは若干残つておるのが普通であります。そこで依然として立ち入りをして、管理を続ける、こういうふうな場合が起るものであります。そうすると確定判決による執行といふようなことが、御説によると何にも意味をなさないといふことになりましたが、さりとてそれが犯罪になるとしたらどうなりますか。

○竹内政府委員 毛上を取りに入るといふことは、侵奪じゃないわけですか。そういう場合にはむろん消極でございますが、しかしあと引き続いて種をまく。そういうふうにして、結局は執行されてもさなくとも同じようなことになつてしまつていくといふことになれば、これは侵奪になる場合もあるわけですが、これはケース・バイ・ケースで、その領得の意思がどうやって認められるかといふことは、社会通念によつて律しなければならぬと思ひます。

○阿部委員 そういふことになつて、社会通念とかなんといふことを取り上げなければならぬほど複雑な、微妙なものになるのかはかたがた思ひます。ありますが、これは刑法でありますから、はなはだ不安を感じざるを得ない

のであります。犯した事故について私  
たち心配せざるを得ないのは、初めか  
ら権利も何もない場合があるのであり  
ます。たとえばこのごろ農地法という  
のがありまして、賃貸借契約を結ぶの  
には農業委員会の許可が要るとかいう  
ような規定があって、それがなければ  
効力を最初から発生しないという明文  
があるわけです。ところがそんなのを  
知らずして賃貸借契約を結び、農地の  
受け渡しを済ませる場合がよくあるの  
です。それがあとになってわかってき  
て、これはいけない、これを返せとい  
うことになる。その返せというのに  
は、当事者はかりでなしに、村の農業  
委員会とか有力な機関が入るのです。  
そんな場合にも、一たん耕作を始めて  
一年間でも収穫を得ましたならば、農  
民としてはなかなか土地は放せないも  
のです。そんな場合にはたしてどうな  
るのか、これで構成要件を満たすとい  
うことになりまして、農地の平穩を害  
することはなほだしいものが起こるで  
あらうと思うのであります。

○竹内政府委員 その場合には、入る  
ことは法律上権限がないということが  
後にわかったといいたしても、一応  
賃貸借契約によって賃貸し得たものと  
思つて入つたわけでありまして、種  
をまいて収穫するという行為そのもの  
を侵奪だというわけには参らないわけ  
であります。これは登記の關係におき  
まして、それは民事であとは取り返す  
以外には方法はないわけでありまして  
しょう。

○阿部委員 それくらいにしておきま  
しょう。

○瀬戸山委員長 志賀義雄君。  
○志賀(義)委員 前に刑事局長に、今  
度の刑法二百三十五条の第二項に不動

産侵奪罪というものを新たに押入する  
ことについて、侵奪という言葉はどこ  
から持つてこられたのかということ  
で、法務省から配付されました窃盜罪  
及び境界毀損罪に関する立法例として  
イタリア刑法のことを伺いました。イ  
タリア刑法の第六百三十一條のウスル  
パチオーネのところに特に法務省の方  
で侵奪という言葉を入れておられるの  
であります。これはウスルパチオー  
ネと同一概念としてこれを侵奪と翻訳  
し、これを今度の新たな第二項に入れ  
る分にそのまま入れられたものでしょ  
うか。侵奪ということにここに翻訳さ  
れて、ウスルパチオーネを刑事局で特  
に侵奪という言葉を入れておられま  
す。それとは別の概念規定をここに持  
ち込まれたのでありませうか。その  
点をまだ伺つておりませうか。

○竹内政府委員 侵奪という言葉はイ  
タリア刑法からつたものではなくて、  
むしろ参考にしたしましたのは、民法  
の二百条に侵奪という言葉がございま  
すので、それを使つたわけでございます  
が、その民法の二百条の規定はもち  
ろん占有回復の規定でございます。か  
ら、直接刑法の概念ではないわけであ  
ります。そこで、侵奪という用語は、  
一体民法は御承知のようにポアソナ  
ドが前は作つたわけなんです、ポアソ  
ナードの時代からこの侵奪という言葉  
があつたのだらうかという点を検討し  
てみました。そうしたらあつた。ポア  
ソナードは一体その言葉をどこから  
つたのだらうかということではフラン  
ス刑法の方へ戻つていきました。私も  
フランス語はあまりわからぬのですけ  
れども、アンレーヴマンという字を  
使つておるのであります。フランスの

方へいきますと、幼児の誘拐罪、これ  
にやはりアンレーヴマンという字を  
使つておる。これはフランス語の方か  
らいえば、侵奪という言葉が刑法の概  
念にもあるということから、侵奪とい  
う字に落ち着いてきたわけございま  
す。もちろん康熙字典のような漢籍の  
辞典を見ますと、侵奪という言葉はな  
いので、むしろ占奪という言葉を書い  
て、これが不動産などを奪う字として  
昔からあつたようであります。ところ  
が、もちろん康熙字典というやうな辭  
典から言葉をとつてみますと、あるい  
は占奪という方がいいのかもしれない  
んけれども、法律概念として見ます  
と、占という字が使つてありますと、  
先般来申し上げておりますように、繼  
続犯という感じがするわけなんです、も  
しろいうふうな感じが文字から出て  
きますと、即時犯という立法趣旨で  
ございまして、これが繼續犯ということ  
になつてきますと、また立法趣旨とも  
違つてきますので、結局これも法制審  
議会でいろいろ議論しましたが、侵奪  
というところに着いたわけございま  
す。イタリア刑法の、最初私の方  
から出した案には、侵奪という、  
今仰せのウスルパチオーネの字を侵奪  
というふうに一応訳しましたが、これ  
はジュリストの本年一月十五日号に森  
下忠という方が、「イタリア刑法にお  
ける不動産窃盜」という題で論文を書  
いておられますが、その中に、侵奪と  
いう字を使つて、カッコしてウスルパ  
チオーネ、こう書いてある。そこで日  
本でも、まさにこの六百三十一條は、  
日本の侵奪に相当する規定でございま  
すので、これは侵奪という字がいいの  
じゃないかというので、翻訳としまし

ては、そういう字を当てたわけであり  
ます。

○志賀(義)委員 今繼續犯か即時犯か  
ということを言われましたが、動産窃  
盜の場合と違ひまして、不動産の場合  
には、不法領得の意思を持つて繼續的  
に使用するなり占有するなり、そうい  
うことがどうしても構成要件として  
入つてくるのじゃございせんか。そ  
の点はどうでしょうか。これはゲルマ  
ン法とローマ法の源流の大きな違い  
になつてきますけれども、その点はど  
ういうふうにお考えなんでしょうか。  
法制審議会の審議の模様を取り入れら  
れて、その点はどういうふうになつた  
のでしょうか。

○竹内政府委員 現実の不動産の不法  
占拠の状態を見ますと、いわゆる不法  
占拠といふことが目につくわけであ  
ります。外形上占拠しておるといふ外  
形をとらえて犯罪の類型を作るか、そ  
うな不法領得の意思を持つて占拠を完  
成したといふふうに見るかということ  
であります。実は法制審議会におきま  
しても議論いたしましたのが、私どもが  
窃盜的な類型にとらえたのは、先  
ほど阿部委員の御質問にもお答え申し  
上げましたように、厳格な最も悪質な  
ものが処罰されるということを考えて  
ものであります。そういうしほりかけ  
たわけでございますが、幾つかの現実  
にありまして不法占拠を広く取り締まる  
ということからいいますと、こんな侵  
奪という不法領得の意思を必要とする  
やうな類型でなく、あるがままの不法  
占拠といふ形をとる方が、あるいは取  
り締まり上は便利な面があるようにも  
見えるわけですね。ところが不法占拠と

いう類型にいたしますと、いろいろ  
な点で、同時にまた疑問も出てくるわ  
けです。それは今第一に御指摘の繼續  
犯と見られるおそれがある。そうしま  
すと、罪刑法定主義あるいは不遡及の  
原則と申しますか、とにかく犯罪とし  
て将来に向かつて罰するのであります  
けれども、それは不遡及の原則に反す  
るというのではありませんが、繼續犯  
であるといふことからしまして、過去  
のものまでも、現在毎日々々が不法占  
拠の状態でございますので、それに關  
係して売つたり買つたりしたやつがみ  
な其犯になつてしまふというやうなこ  
とになつてくると、法律概念的にきわ  
めて明確を欠くわけでございます。の  
みならず、不法侵入との關係も必ずし  
も明確でない。いろいろな点を考えま  
して、即時犯的な窃盜と同じやうな考  
え方にして、区切りをはつきりつけて  
いくといふことにしたわけございま  
す。もちろん動産の場合は、とること  
で完全なる占有の移動になるわけなん  
でございまして、不動産の場合には、  
即時犯とはいひながら、相手不動産  
であるといふことからして若干そこに  
繼續的なものが觀念されると思ひま  
す。それにしまして、いわゆる繼續  
犯という考えではなくて、即時犯とい  
う、若干のそこ幅がありましてけれ  
ども、即時犯といふことで觀念し得る  
といふことが法制審議会の意見の結末で  
ございまして。

○志賀(義)委員 最初に刑事局からお  
出しになりました「各都市における不  
動産不法侵害の事情について」といふ  
資料の中に、今日の委員会でも問題にな  
りました不法占拠といわれるものの事  
例が多くある。ことにこれは私の選挙

区におきましても、「がめつい奴」にも出てくるあれも含まれておりますが、一番事例が多いのです。で、行つてみるとよくわかりますけれども、事の起ころは、戦争のときに空襲を予防するために家をこわされた、それから空襲でやられた、それから緊急避難その他でやむを得ない場合で、たとえば空地にいろいろバラックを作つたということがあります。ところがそれが固定していくうちに、今度はそこへ営利を目的とする営利犯というものが出てきた。行つてみると驚くのであります。が、実にひどいところに二疊ばかり作つて、それを一疊千円くらいで貸しておるといふような事例がたくさんあるのです。それが転売されていく。そして何々組というのと結びついていく。そうなつてきますと、不法占拠といふことで、不法侵害といふことで、この事例をあげられたのは、今言つたような公有地であるとか、あるいは河川敷であるとか、そういうような事例のほかに、あとの方にずつと営利犯の問題がついておる。そうなつてきますと、これはどちらを一体おもに取り締まられることを考えておられるのか。不法占拠といつても、先ほど法務大臣の方にも阿部委員から、あるいは大野委員から質問がありました。やむを得ない、つまり先日の安平参考人も申されました最後の生存権に関する問題です。そういうものまで含めてこれの対象にされておるのか、一応営利犯だけをやるのか、あなた方が今度二百三十五条に入れる、二百六十二条に入れようと考えておられるところが明確になつておりません。不法領得の意思を持つてやつたものと、いわゆ

る不法占拠までも全部ひくくするめて入れるのかどうか、そこがはっきりしないので、この委員会でも非常に問題になるのです。そこを一つお聞きしたい。

○竹内政府委員 私どもの説明が拙劣でありますために誤解を招いておるとすればはなはだ遺憾でございますが、私どもの考えておりますのは、不法領得の意思を持つてする占拠、そういうもののだけを対象としておりまして、不法領得の意思のないもの、あるいは民事の期限が切れてそのまま居るもの、そのまゝいるというふうな状態のもの、そういうものはすべて取り締まりの対象の外に置いておるのであります。

○志賀(義)委員 転売した場合、そういうふうな非常にあくどいことをやつてゐる者が、自分の権利でないものを転売したとします。そうして今度この刑法ができたとして、そうすると、これまでそういう転売したり、あるいは今度の刑法に新たに追加されて、転売をしても、そういうものはこの刑法の対象になりませんか、継続犯でないという点、即時犯を処罰する点、原則に従つてやられると、その点はどうですか。実はこの質問をしますのは、これは今のうちだといふので、盛んにやつておるのですよ。一体どうなるのか、そのところをはっきりさせませんと、具体的に事実に基づいてやりませんと……。

○竹内政府委員 今のうちだといふような空気があることも、先ほどここで明らかにいたしました。審議が長引いておりますと、ますますそういうふうなことにまいりますので(冗談じやない、法の本質のことを言つてゐるのだ」と呼ぶ者あり)そういう説もあるといふことです。そういう空気もある、そういうことでお答え申し上げたいと思つて、今の仰せのごとく見のがすといふわけにはいかないので、これは即時犯といふことになりまして、共犯といふわけにはいきません。法律施行前に不法占拠されておるのを法律施行後に転売したという場合には、継続犯じゃございませぬから、侵害罪の共犯といふわけには参らない。しかしながら不法侵害であるといふことは間違いないわけなんで、それは法律上は罰せられませぬけれども、そういう事情を知つてその土地を買ひ受けたといふことになれば、贓物故買といふふうな考へておるわけでございます。それから売つた方の側は、それじゃ売りが得かといふことになりまして、自分のものでないのに売つたといふことになれば、あるいは詐欺といふような事案で処理される場合もあるかと思ひますが、一応私どもは買ひ受けた方は贓物故買、そしてその贓物は没収し得る。不動産については執行できぬじやないかといふ御意見等もあるようでございしますが、私どもは執行できるといふふうに考へております。

○志賀(義)委員 質問を続けます前に、今刑事局長から重大な発言がありました。審議が長引けば長引くほどそういうことになるといふふうにおつしやう。これはどうですか、あなたは立法院の審議権について、これを制限するつもりでそういうことを言われるのですか。それならば事は重大ですから、お取り消しになつたらどうでしょう。

○瀬戸山委員長 志賀委員に申し上げますが、今の刑事局長の発言は、審議が長引けば長引くほど、今だというやり方をするような人があると言ふ人もある、こういうふうな発言でございしますから、速記録をごらんの上……。

○竹内政府委員 私が申し上げた趣意は、委員長がおっしゃつたような趣旨で申し上げたのでございしますけれども、もとより審議権を拘束するとか、そういう考えはみじんもございませぬ。もし不適当でございしますならば、全部今の発言の部分は取り消しますから……。

○坂本委員 これはわれわれ重大にしますのは、志賀委員の質問は、この不動産侵害罪が継続犯かあるいは即時犯かといふ問題について、そういう問題も起つてくるというので、本件についてわれわれは継続犯でない即時犯にしたならば、従来の——あとで私も法務大臣に質問しようと思つていたので、もう終戦後のどさくさのこういう状態はなくなつておるから刑法は必要ないのじやないか、こういうふうな考え方もあるわけですね。そういうふうで、今法律を出してここに一日あるいは一カ月審議が長引いたからといつて、それによつて国民の権利侵害に係はない。これはないので。それを質問の際に、少なくとも政府委員から審議が長引けば長引くほどこの問題が起るなんというのを言われるのは、もつてのはかだと思つてゐます。だからわれわれはきょうだつて異論がありませんが、重要な法律案だから告別式に行つて帰つて、やはりどうしても自民党の強引なあれで、きょう質疑打ち切りをやるというならば、十二時ま

でもやらなければならぬといふので熱心に来ておりますから、そういう点は一つ慎んでいただきたいと思ひます。

この前の参考人の際にも、自民党の諸君は一人もいないのですよ。社会党と民社党と共産党の三人だけしかいない。自民党の人は、せつかく参考人を呼んで、この法律案の審議の参考にしようといふのに、一人もいない。(僕は「はい」と呼ぶ者あり)あなたは「はい」と呼ぶ者あり。あなたはずぐ行つてしまつた。われわれが参考人に対していろいろ質問をやつた場合に、刑事局長は最初はおられたけれども、あとでいなくなつた。自民党の委員は一人もいなくなつた。それでそういうふうになつても、われわれは定数とかいふ問題は度外視して、参考人は十二時までの約束のものを二時半までも熱心に審議をして、参考人も熱心をやつてもらつた。そういうふうで、われわれはこの法律案についてはほんとうに真剣に取り組んでおるわけなんです。実際それでもう一日、二日くらい審議を延ばしてやるべきだと思つて、ここに刑法仮案になつておるその一部を摘出して、ここに刑法としての法律を作るわけですから、非常に慎重にやらなければならぬと思つてゐます。そういうふうな関係にあります。やはりそれはお互いでございますから、冗談もございまいしやうが、今のような言動は絶対にないやうにして、やはり權威ある法務委員会の審議は続けたい、そういうふうな思ひます。

○志賀(義)委員 刑事局長に伺いますのは、この法の案文だけでは、基本法益が何かといふことがはっきりしないといふことでございします。不法領得

正当の権限のない者が自分のためにする  
意思——領得の意思という意味のよ  
うでございますが、そういう意思で他  
人の土地または建物を占拠する。これ

は事実上の支配で、こういう占拠する  
継続的行為をいうのだという趣旨にな  
るようになっています。この点は私とも  
の研究によりますと、教授の独特な考  
えのように思うのでございまして、不

田教授獨特の解釈を施したその結果としてそういう御議論になっておるので、  
 はないかというふうに思いますので、  
 それはもう志賀委員の仰せのように、  
 まさに前田教授の考えと私どもの考えと

とは反対のような形になるわけであり  
ます。

○志賀(義)委員 前田参考人は、ただ  
いま私が申し上げたようなところも別  
の順序で言っておるのであります。で

すから、そこをあなたが引用された上で話をされるならわかりますけれども、そうでない事例を、それとやや別の他の罪をもって処断すべき場合をもあつておられました。そういうこ

とを言われると非常に困るのでありますが、そこで、二百三十五条の二に未遂罪を認めておりますね。これは他国の立法例にもまれなことでございますね。どうしてここで未遂罪を特に入れ

るようにされたのか。あなたの方の出されたものに未遂罪のことはないので多いが、それからまた被害者の本人の告訴を待つてということも明記してあるものが多いのですが、なぜ日本の場合

にこれを特に入れたか、どうしてまた「他人ノ財物ヲ窃取シタル者」というものの規定とくっつけようとするからそういうことになるのではありませんか。

○竹内政府委員 動産の窃盗の場合に未遂罪がありますことは御承知の通りであります。不動産の窃盗という言葉は適当でないのですが、不動産の窃盗の場合は、これを不動産侵害というふうにして規定を設けましたのも、動産と同じように不動産の未遂をも罰するとして刑法の体系上平仄が合うわけがあります。そういう意味におきまして、また、事実未遂に終わって目的を果たさない場合も考えられますので、未遂の規定を設けたわけでございます。それから親告罪を非親告罪としたこと、ほかの外国立法例では親告罪になっておる場合もあるのに、日本では非親告としたかということでございますが、それは、先ほど申し上げましたように、単に境界標を損壊することによって境界そのものを不明にする行為を罰しようとする。保護法益は境界を明確にしておくということが保護法益であります。そういう境界を明確にしておくというところは、隣同士の土地の、隣同士持つておる人たちの利害関係だけではなくて、やはりこれは先ほど申しましたように、法益だとはっきり申し上げかねるのであります。が、法益的性格を多分に持つておるといふふうにも思われるのでございませう。そこでこれを親告罪とはしない、非親告罪というふうにしたのでございませうが、これは前の改正刑法草案の審議の際にも、その点は、自分のものと自分の境界標でありまして、不明にするためにこれを取り除く行為は罰せられるのだという考えで非親告罪という議論を尽した経過がありまして、

またその点をも参考にして新たに法制審議会でも議論をいたしたのでございませうが、やはり親告罪としないので非親告罪とするのが相当だということに落ちついたのでございませう。外国の立法例は御参考資料として提出いたしましたのでございませうが、これは各国ごらんをいただきますとわかるように、その国、その国の沿革もありまして、一がい境界を不明にするという行為を、不明にするところまで罰するという形にするか、あるいは境界を領得の目的で境界標を取るといふような限定された侵害行為だけを罰するようにするか、いろいろ各国の立法例はございませうし、それは各国に体系としてできておると思うのでございませうが、日本の場合におきましては、日本の刑法の体系に基づいてその位置を定め、法定刑を定め、構成要件を比較的あいまいさのないものをもってやるという大体方針で立案をいたしまして、これもいろいろ角度から法制審議会でも審議されましたが、大体政府の案の通りに答申いただいたようないきさつがあります。

○志賀(義)委員 今話を境界標の二百六十二条の二項の問題に移されましたが、それにしても、境界標、石なり、あるいは棒くいなり、あるいは鉄条網なり、なわたり、こういうものが張つてあるとしますね。これを取りのける。これが五年以下の懲役、今度の法案ではこうなるわけですね。ところがその場合に、明らかに法文には、イタリア刑法の六百三十一条では「他人の不可動物の全部又は一部を領得する為、その境界標を移動又は変造した者は、」云々となつております。そうしますと、

と、何のために境界標を動かすのか。不法領得の意思があるものですね。そうでないのに、ただそういう行為をやつたもの場合は、これはポルトガル刑法では第四百四十六條この文書の九ページにありまうけれども「裁判所の授權又は所有者の同意がないのに、境界を定めるために土地に設置された境界標を除去し、隠蔽し、又は変更した者は、一月以上一年以下の軽懲役及び相当の罰金刑に処する。」こういうふうになっております。軽罪になっておるのであります。この法文によりまして、ただ行為態様だけをあげて、それに五年以下の懲役というものは、これは一体どういうことになりませうか。

○竹内政府委員 このイタリア刑法六百三十一条でございませうが、「他人の不動産を、全部又は一部自己に領有する」ためその境界を移動又は変更した者は、この規定でございまして、これはまさしく不動産の侵害とその未遂をも含まれると思ひますが、ただ一定の条件があるわけで、境界を移動、変更というふうな形で侵害した場合だけが罰せられるということでありまして、日本のたゞいま御審議をいたしておられます条文よりはるかに狭いことになろうと思ひます。ドイツの刑法、今お手元にご覧いただきます四ページのところでございませうが、文書偽造罪の章の二百七十四條の一の二でございませうが、「他人に不利益を加ふる目的で、境界石、または境界また水位を表示するために当てられたその他の標識を奪い、滅失させ、不明にし、移動させ、または正しくない場所に置いた者。」この規定でございませう。この規定は仰せの通り八ページのところにあります。スイスの第二百五十六條と同趣旨の規定でございませうが、これは境界を不明にする行為、不明にしたという行為は必要はないので、境界石、境界の水位を表示したような標識を奪つた、滅失させたり不明にしたり、移動させたりという行為を罰するわけでありませう。これはあたかも日本の刑法で申しますならば二百六十一条の器物損壊の罪にプラスして他人に不利益を加ふる目的でという目的罪になっておるわけでありませう。この辺の境界標を損壊した行為を境界標だけとしてその効用を失わせたという、日本で言えば器物毀棄に相当する規定を文書偽造罪の中に入れておる。これは体系的に日本とは非常に違つておる。けれども、ドイツ刑法の二百七十四條第一項一号を見ますと、これは文書毀棄でございませうから、これは毀棄罪、日本刑法でございませうれば文書毀棄罪として規定したものの、これは向こうでは毀棄罪ではなく文書偽造罪の中に書いておるといふようなことになっております。これは各国ともそれぞれ体系的に異なるものがあるわけで、するのでございませうが、イタリア刑法は先ほど申した通り、ドイツ刑法、スイス刑法等の規定は、境界を不明にする行為までを含んでいないと理解いたしておられます。

○志賀(義)委員 特にドイツの文書偽造罪の問題を出しになりましたけれども、これはドイツでもゲバールの問題は一般に民法の問題としておりませう。そして刑法の場合には特に物権の表示、物上の問題として、その内容においてのみあげられておる。従つてどうしても不法領得の意思を持つて継続的に使用するというところ、そのところとの關係をはつきり仕分けて考えませんと——もう少し具体的に例を申し上げますと、私どもが心配するのは、最初に申し上げましたように、非常に悪質なもの、緊急避難の場合、あるいは事態やむを得ない場合にバラツクを作るとか何とかいふように、住宅難が非常に激しいのですが、そのことは先ほど法務大臣もお認めになりましたが、これは人間の最後の生存権の問題にもなりませうが、それを混同させてはならないということが一つ。もう一つは、今貿易・為替の自由化が進んでいきますと、中小経営の場合には非常に経営が困難になってくる。経営主の方であるいは一時逃亡するとか、いろいろなことをやる場合がある。それでやめて機械を売り払おうとするということになってきた場合に、いわゆる経営管理、生産管理が起つた場合、これを何らの不法領得の意思権限のないものを、領得する意思を持ってやるということが明記してありませんと、そういうことに類推適用され、拡大解釈されるおそれがある。その点は具体的にいつてどうなりますか。こういうふうな問題を提起すれば、もっとよくおわかりになると思ひますが、この二つの場合を御答弁願ひます。

○竹内政府委員 違法性を阻却する場合、先ほど多猪侯委員にお答え申し上げましたように、個々の各条の中にそういう規定を設けるのは、刑法の体系上適当でございませう。本来ならば総則の中に設けるべきものでございませう。現行法のもとにおきまして、正当防衛、緊急避難ははつきりと書いてありますし、学説解釈におきまして、期待可能性とかいうような議論も

あるし、下級審の判決にはそういうこととも出ておるわけでごさいます、そういうことで、緊急の事態に對しましては、違法性を阻却するという解釈に至るべきものと考えております。

それから、それと関連をするわけでごさいますけれども、今生産管理のお話等もございましたが、たびたび申し上げますように、不法領得の意思を必要とする行為でございまして、私どもの解釈による単なる不法占拠とは違ふわけでごさいます。従つて、私どもの解釈というのは、単に私の解釈というのじゃなくて通説なんでごさいます

が、通説によつて不法占拠を犯罪類型といたしますと、生産管理のようなもの、あるいは労働争議におけるシット・ダウン——もちろん労働争議行為として犯罪にならない場合は別でございしますが、労働争議としてはすでに争議権の範囲を逸脱しておるといふように見られる場合におきまして、不法占拠を犯罪類型として取り上げますと、そういうものもひつかかるおそれがある。ところが不法領得の意思を持つてする場合でなければいかぬといふことになつて参りますと、シット・ダウンのようなものが不法領得の意思があるうとは考えられませんか、そういうものは適用の範囲外に出るといふ意味におきまして、そういう点の御心配等は適用上起つてこないのじやないかといふふうに考えておるわけでありませう。

○志賀(義)委員 生産管理、経営管理の場合、そこを明確に言つて下さい。これを適用するのじやないのか。

○竹内政府委員 生産管理につきましては、非常に學問上範圍がはつきりし

ておりませうので、一がい生産管理といふものをきめて云々するわけにはいかないのでございませうが、過去の最高裁の判決の中に現れました一、二の事例は、工場から品物を持ち出した行為を盗竊でもつて処罰しておりますが、まああのような状態の生産管理といふものにつきましては、適用を見る場合もあるかもしれぬという感じもいたすのでございませうが、今日ではああいうような事態はないように思われませうし、まず労働争議につきましては、この条文は無関係のように私どもは考えております。

○志賀(義)委員 肝心なところをどうもばかされるので困りますね。自分個人の意見ではない通説を述べているが、学説の紹介を今こゝでしていただいているわけではない。ましてあなた

の講義をしていただく必要はありません。こういう法案を出されるについては、法務省として責任を持つてここに

出されるのでしよう。通説の講義はやめていただきたい。

それから今の生産管理の点でござい

ますが、生産管理という言葉はいろいろの意味といふか、非常に範圍の広いものに使つておられますので、生産管理が適用があるのかないのかといふふう

に御質問を受けましても、私どもとしては答えにくいのでございませうが、限定をされて、たとえば過去の最高裁の判決で示されたような事例にび

しやりと当たるような事件で、工場を占拠してしまつたといふような場合には、不動産について窃盗が認められますので、不動産についても侵奪罪が認められる場合があるのじやなからうかと

いふことを考えるのでございませうけれども、ああいう事例がたびたび繰り返されると思ひませうし、今にわかにある極端な場合には適用があるとかないとかいふことを申し上げることは適当ではないように思ひますので、そう申し上げておるわけでありませう。

○志賀(義)委員 私は極端な場合を開いておるのではない。先ほども最高裁の判決は、極端な場合だといふことでごさいますけれども、刑事局長思ひ出して下さい。戦後、生産をサボター

ジュして、交通機関が麻痺して、資本家の方で生産をやらない場合に、工場を管理して生産を促進したり、交通機関を改善して、徹夜でもつて労働者が電車なんかを修繕して動かしたような事例が、あのころ全国至るところにあ

りました。だから、極端な場合だけを私は言つてゐるのじやないのです。まして今後貿易・為替の自由化が行なわれてくれば、形は変わつても、戦争直後のような事例がたゞさん出てくるだ

らう。そういう普通に起こる場合、これをどうされるか、こう聞いておるの

であります。

○竹内政府委員 極端な場合にさへも私は疑念を持つておるわけでごさいます、いわんや今御指摘のようになくさんの事例などに適用があるうとは考

えておりません。

○志賀(義)委員 ところが、前にこの法務委員会、鉄道公安官の警察権に

関する法律が出たことがあります。労働争議などには適用いたしません、乗客が乱暴する——戦争直後ずいぶん

ありましたね、ああいうものを取り締まるためでありまして、国鉄労働者の労働争議のような場合には考えません、

こゝに言われたんです。非常に有能な法務委員である猪俣浩三君も、当局がそ

う言ふんだから、まさか間違ひはあるまいと思つてこれを通されたわけであ

る。ところが結果はまんまとしやられた。それでこの法務委員会において

も猪俣君自身が、あれは確かに自分たちの誤りであつた、こういう危険があ

るといふことを言われました。だから、私の申すのは、不動産の窃盗といふ

ことは、これはもう石川五右衛門よりもつと前からあることで、法律上の取

り扱いにもなれたことだが、今までの最高裁判所、さかのぼつて大審院の判

例を見ても、不動産の場合にはこれを適用しないことになつておりました。

今度これをやるとすれば、事新しい問題ですね。そうなつてくると、これを

窃盗の場合と同じように並べて、い

ば簡潔な文句でやつておると、ことに

法律の最初の適用、運用のことになり

ますし間違ひが起りやすいから、最

初に申し上げ、あなたも同意されたよ

うな場合に限るといふこと、つまり不

法領得の意思を持つて、あるいは権限

もないのに不法領得の意思を持つて、

こゝいう点を不動産の場合には特に明

記する必要がある、こゝいうことを申

し上げておるのです。明記されないと、

と、鉄道公安官の例のように、またさ

かのばれば、暴力行為等の取締法等の

問題もあります。そういうふうな、立

法者の意思いかんにかかわらず、ある

いは立法者がうまくうそを言つた場合

でも、てきめんこれに被害を受ける

者が出てくるから、こゝいう新しい法

律をきめる場合には、不動産の窃盗罪と

並べて、つり合ひ上簡潔にするために

——これは植松参考人も言ひました。

そういうことでなくて、はつきり別に

して、特にあなたの言われる悪質な犯

罪にはつきりと適用できるようにそれ

を限定してやるならよろしい。そうで

なくて、こゝいうばく然としたもので

不動産窃盗の場合と並べて、未遂罪の場

合にも出す、それから本人の告訴を待

つといふことも入れない、こゝなる

とんでもないことになる、その点はど

うお考えかということをお伺うわけで

○竹内政府委員 不法領得の意思を持ってする場合に限定をすることにしまして、悪質な事犯に対処するというのが私どもの考えでございますが、不法領得の意思というのを特に不動産の侵奪に限って書いてはどうか、書く考えはないかという御質疑になろうと思ひますが、この点は、財産罪に關しましては、従来の判例、学説はすべて不法領得の意思を必要とすることになっておりまして、今日の運用におきましてその点はいささかも疑問はないのでございます。もちろん学者の中にはいろいろ異論を唱える人もございますけれども、実務におきましてはその点はゆるぎないものでございます。そこで、刑法の二百三十五条の次に規定を置きますので、おのずから――その次は強盜の規定でございますが、強盜も強盜も不法領得の意思がない場合は適用がないわけでございますから、二百三十五条の二も当然不法領得の意思を必要とするということについては何人も異論はないと思ひます。しかしながら、異論はないとはいひながら、まだ明確でないじゃないか、書いてはどうかということになります。これはつまり合ひだけの問題じゃないかと思ひますので、これを書きましようという結果になるかという、強盜や強盜については不法領得の意思が必要でないのかということになるわけですが、不動産侵奪については不法領得の意思が必要であるが、その他のものについては、同じ体系の条文が並んでおいて、この二百三十五条と二百三十六条は不法領得の意思を持ってとい

規定がないために、今まで必要であるという解釈できたものが必要でないという解釈に立法府が踏み切ったのかというふうな解釈に混乱を、私はそんなことは起こらぬと思ひますが、生じてくる。そういうことを考えますと、刑法の全般の改正の際にはこれはいろいろ全体的な問題として考える必要があると思ひますが、この一部改正で、ここに一条挿入するという關係におきましては、むしろ書いてない方がいい。強盜にも強盜にも不動産侵奪にもすべて不法領得の意思を必要とするという解釈もあり、おそらく裁判もそういう裁判を受けると思うのでありまして、実務におきましてもそういうふうにして、不法領得の意思のないものは構成要件を満たさないということになる。そして、不法領得の意思を持つてする行為は、先ほど来申し上げておりますように、悪質な行為に当たるわけでございまして、そういうものに焦点を絞って取り締まりの対象にすることになります。この点、特に不法領得の意思を持つてという文字を入れない方が全体としていいわけでありまして、みなならず、入れなくてもそういうふうな理解せられる。これは私は確信を持って申し上げることができると思ひます。

○志賀(義)委員 あなたの確信だけでは、先ほどの鉄道公安官の場合でも何でも当てにならないのですよ。そのころにはあなたはどこかに榮転して、おられなくなるし――役人というものは便利にできてゐるものだ。だから問題にするのですよ。迷惑を受ける者は国民ですからね。ただ、あなたの言われ

る、つり合ひということだけでなく、動産――他人の財物を竊取する場合にも不法領得の意思があることが要件だということですが、動産と不動産とは別ですからね。竊取とか竊盜とか、そもそも「竊」は、読んで字のごとしで、そつと盗むことです。不動産はそつと盗むにも何にも、不動産をふところねじ込むわけにいかず、対象の性質が異なります。それを一つの条文の一、二に並べようとする、つり合ひの問題だけでなく、一方に不法領得の意思ということを入れると、他方に不法領得の意思ということが書いてないから問題になる。それはあなたの

うことも、これは立法技術的にいかかと思ひます。やはり竊盜と同じように刑法の中にも書く方がいいと思ひます。のみならず、刑法に書きますことの意味といたしまして、特別法犯と違ひまして、刑法の中に罰条を設けますことは、その刑法の持つておる何といひますか、一般他戒的な効果といひますか、刑法でこれは禁止されておる行為だということによって、犯罪を未然に防ぐという法律効果もあるわけでございます。そういう意味からいまして、刑法に規定する方がよく、かつそうすべきであるというようないふことに考えるわけでありまして、そういたしますと、今言つたような条文のつり合ひというものの点等から、やはり不動産についてだけ不法領得の意思を持つてというやうな文字をつけ加えますことは、かえつて解釈の混乱を引き起こすことになりまして、刑法一部改正案といたしましては、既存の法律解釈、判例等には、できるだけ影響を与えないやうな形でやりたいというのが立法者の苦心をいたしましたところでございまして、その趣旨の説明も法制審議会でしたわけでございます。いまして、今志賀委員の仰せのやうな意見を述べられる方もありますが、最後に煮詰まつた意見といたしましては、それらを撤回されまして、政府原案のところで落ちついた、こういうわけでございます。

○志賀(義)委員 もう一つ私が申したいのは、じゃ特別立法でやれない場合に、刑法の中に今の竊盜のところがございしますね。この中に無理に押し込めようとするから、ここでよけいに問題が出てくるから、不動産の場合には別に

する。私は侵奪という言葉はよくないと思ひます。イタリア刑法だつて、侵奪の場合には、はっきり境界について規定している。この二百三十五条に入れるのは、インパチオーネの方の場合でございますね。そうなつております。あなた見てごらんない。そこでこれを全然竊盜とは別個に入れられたらどうか、こういうことです。そのことについてあなたのお答えがなかつたわけですね。

○竹内政府委員 その点につきまして、不動産の侵奪を動産の竊盜と同じ性質、同じ態様の犯罪というふうな規定いたします。

○志賀(義)委員 大量ですか。

○竹内政府委員 はい、さやうでございます。そうすることがわかりやすいのじゃないかという点からいたしまして、わかりやすいという点と、先ほど来申したいろいろな理由がありまして、そういうところから竊盜と同じ類型の犯罪としてこれを把握いたします。場合には、ほかの章に置くのではなくて、やはり竊盜罪のところに置くのが相当でございまして、それから動産と不動産だけの違いでございまして、動産の次の章に、条文を変えないで二百三十五条の二としてやる。そうしますと、動産についての今までの判例、学説その他積み上げて参りました解釈上明らかになつております点は、この不動産と動産の違いから生ずる事項を除きましては、そっくりそのまま二百三十五条の二の解釈にも適用されてくると考えます。そうしますと、簡単な条文でございしますけれども、解釈によりあまり混乱を生じないということから、私どもはここに入れるのが相当だ

と考へます。

○志賀(義)委員 それでいふはつきりしましたが、今こういう不動産に関する犯罪も大量の犯罪であります。窃盗という犯罪が大量であることは、あなたも御存じの通りで、これを十年以下の懲役に処するということ考へあわせてみますと、要するに大量の犯罪は、これを刑罰の威圧をもって押えつければ、それが直るものだという考へから出されるわけですね。これはどうもエリザベス朝時代のはなはだ古い考へ方ではございせんか。あのころは浮浪者が多く、窃盗が多い。それからまた産業革命の時代にも同じようなり現象が起りましたね。あれと同じで、あなたは大量なんだから、どうしてもここで不動産窃盗と一緒にござちやにしている。それで最初から私が問題にしたのです。たくさんある犯罪だから、こらしめるために十年以下の懲役ということで厳罰をもって臨めば、これが直る、こういうふうにお考へではございせんか。どうもやはり戦争前の官僚の考へ方ですね。それでどうでしょうか、法務大臣の御意見も伺いたいと思ひます。

○竹内政府委員 お言葉を返すようにございすが、大量でなく、態様……。○志賀(義)委員 だから私が大量というのかと言つたら、はいさようでございす……。

○竹内政府委員 さようですか、その点は私の聞き違いでございまして、非常にかくさんの量という意味の大量でなくて、態度に様と書いた態様という意味で申し上げました。また今おっしゃる通りに、そういう威嚇的な効果をねらうという意味で申したのではな

くて、刑法の機能と申しますか、その中の一つにそういう機能を持つていて、という意味で申し上げたのであります。

○志賀(義)委員 だから私は特に大量と言われませんかと言つたら、あなたははいと言つた、おかしいと思つたんです。

実はそこで法務大臣に伺ひますが、どうも心配になるのは、不法占拠の問題です。これは御承知の通りに、戦争が終りましたときに、罹災者が非常に多かつた。罹災都市借地借家臨時処

理法なんというものも出ましたし、それから緊急にバラック建設を許した、いろいろなことをいたしました。これは大体の期限が二年だったかと思ひますが、もう今は戦後十五年たつております。そうしますと、これは二年

くらいの期限で、済んだことだから、今まで大目に見ておつたが、この法律ができたから、公園の一隅に……大阪にはそんなのがたくさんあります。そういうようなものも全部追い払うんだということになりますか、そういう点はどうでしょうか。

○井野國務大臣 これは刑法の解釈でございすから、不遡及の原則を持つております。今までやつたものに対してこれを罰するという意思はございせん。これから新たにそういう侵害意思を持つてやる者に罰を加える、こういう考へでございす。

○志賀(義)委員 これについては立ちのきを盛んに請求しているわけですね。私のところにも何とかしてくれ、あんまりうるさく来るから、こういうふう

に言う。そういうときに、間にブローカー的なもの、ボスが出てきまして、

そういうものはうまく追つ払つてやる、うまく取り扱つてやるからということ、しがたない暮らしをしている人たちが取り立てをやる。それがいつの間にか権利みたいなことになっていくという事態が大版なんかには非常に多いのです。前に例をあげましたが、これを取り締まるならばよろしいですけれども、立ちのきを請求され、行き先がない。現にこれは起こつてゐるんですよ。不遡及の原則でやると言われ

るけれども、立ちのいてくれと言われ

る場合に行き先がない。こういうふう

にやつてきます。この法律ができません、この法律自体を適用しなくても、どうしてもそういう問題で当局が勇気

づけられてやるような事態がたくさん出てきます。そういう場合に、これを刑法第十九条でいう没収ができるのかどうかというような問題も、今後新たに発生する事態とあわせて出てくると思ひますが、そういう点はどういふうにお考へでございすでしょうか。

○井野國務大臣 今申し上げましたように、現在住んでおる者がその権利がどうというところで本法の適用はない。ただ先ほど刑事局長のお話のような場合に、故物売買でありますか、あれに

当たる場合はあるかもしれせん。そういうものじゃないもので取り締まる意思はない、こういうわけでありま

す。ですから、申し上げますが、今世間で行なわれておるいろいろの事柄を全部これで十分に解決できないことは私も遺憾に思ひますけれども、せめてこのくらいのことではやらなければ、

これからの土地の問題につきまして不都合が起ることになるので、こういう措置をしたわけでありま

す。

○志賀(義)委員 たとえば、砂川のとき、基地の回りの棒くいに付けた鉄条網がだいぶん倒れたことがあ

ります。今後ああいう事態が起りま

す、境界上の問題になりましようか、どうですか。

○竹内政府委員 それは、境界を不明にする行為でありますと二百六十二条の二に該当しないわけでありま

す。境界は不明になつておらないわけでありま

す。

○志賀(義)委員 ゆるんだというが、あのときにそれが巻き取られどつかへ

いつてしまつた、マンホールに入つて

しまつたわけですね。ただゆるゆるに

なつたというのじゃなくて、倒れた上

にマンホールに入つたようなこともあ

りました。こういう場合はどうです。

そういう事態がもう一度起つたら、さつそく喜び勇んで適用されますか。

○竹内政府委員 境界のところにある棒が何本か抜かれてしまひまして

も、境界としてわかる状態でありま

す。その場合には器物毀棄ということ

になるかもしれせんが、これは親告

罪でございすので、それは現行法の

二百六十一条によつて処理する場合が

あり得るわけでありま

す。

○志賀(義)委員 もう一つ伺ひます

が、どうでしょうか。

○竹内政府委員 二百六十二条の適用

を見る場合ではないと思ひます。

○志賀(義)委員 ずっと伺つてみまし

て、どうもやはり私の質問の結論とし

てははつきりしないのです。窃盗犯と

いうことを類推してやられておるとし

か考へられないのでございすが、あ

なたがそういう場合には適用しないの

だ、そういう極端な場合はめつたにな

いことだから、それでさえも自分は疑

義を感じるくらいだから適用しないと

おっしゃるならば、この際質問いたし

たいことは、この法案について、いか

なる運用の場合にもそういうことの逸

脱が——鉄道公安官に関する法律や暴

力行等取締法のような場合に、最初

説明のときに言われたことと全然別の

ことが起るようなことのないように

する保障、これを入れるお考へがある

かどうか、もう一度重ねて伺ひます。

い、かように考えております。

○志賀(義)委員 私が繰り返し伺いますのは、菅生事件の戸高警部、あれは実は警察の上司によって、交番の内部にダイナマイトをしかけたところに共産党員を二人連れて行ってダイナマイトをはり込んだというふうに見せかけようとした、こういうことは世間公知の事実であります。その事件の起こった当時は、あなたは刑事局長ではなくて井本君が刑事局長でありました。しかし、あなたが刑事局長になられてから戸高君の問題なんかもずっとはつきりしてきたと思います。ところが戸高君に対しては、ダイナマイトの不法所持、これが期待可能性の理論でもってああいふ判決が一度地方裁判所でありましたが、それはそれとして、そういうふうな強い嫌疑が東大工學部の山本教授の証言によってもわかっておるが、これに対しては検察庁として、検察庁をここに代表しておられる刑事局長として、何らの処置をとっておられないし、これを取り調べようとしません。そしてその戸高君は今昇進して復職しております。全くこれは日本の国民に対する侮辱といつていいようなことが公然と行なわれておる。この例で申し上げたように、あなたがここでただ口約束をされたところで、法案の中にはつきりと明示してないというふうになるか。ただいまのような極端な場合さえ平気で行なわれるような今の世の中ですから、私どもとして絶対に安心ならない。

こういうことを申し上げましてあなたに対する私の質問を終わりますが、今日まで法務大臣、ほかの委員会でお忙しかったでしょう。大貴委員から始

まりましてずっといろいろな質問が出ましたのは、今のような諸点が繰り返し問題になっておるわけであります。どうですか、今の出された法案を、運用においても、解釈のあやまちのないように、もう少しこれを明確にするというお考えはございませんか。それだけを最後に伺っておきます。

○井野国務大臣 この法案が幸いに御協賛を得ますれば、運用につきましては、刑事局長がここで法の解釈について御説明したような点をこまかく警察官に対して、また検察官に対して指示して参りたいと思います。また裁判所においてこの問題が取り上げられれば、やはり裁判所は立法者の意思を法の解釈上尊重されるわけであります。刑事局長のいろいろの説明が速記録によって明らかにありますから、立法者の意思がどこにあるかということがはつきりいたしますれば、刑法の大系から見て、この不動産だけに特に違つた法解釈を下すということは、むしろ先ほど申し上げた動産窃盗にまぎらわしい点が起こってくるのでありますから、動産窃盗と同じ体系の不動産窃盗に対しては私どもはこの程度でいい、御心配の点は、十分私どもとしても注意したいと考えております。

○瀬戸山委員長 本案に対しては坂本泰良委員の質疑が残っておりますが、時刻もだいぶおそくなりましたから、明十五日午前十時より理事会、引き続いて本委員会を開きます。

本日はこの程度で散会いたします。

午後五時五十一分散会

〔参照〕

下級裁判所の設立及び管轄区域に關

する法律の一部を改正する法律案  
(内閣提出)(参議院送付)に關する報告書  
裁判官の災害補償に關する法律案  
(内閣提出)に關する報告書  
裁判所法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に關する報告書  
〔別冊附録に掲載〕